



発行 内閣府  
(原稿作成 国立印刷局)

- 官報

発行 内閣府  
(原稿作成 国立印刷局)

二

目 次

〔その他告示〕

○電子署名及び認証業務に関する法律  
第九条第一項に規定する特定認証業務の変更の認定に関する件  
(デジタル庁・法務五)

○時刻認証業務の認定に関する規程第五条第二項において準用する同規程第三条第一項に規定する時刻認証業務の変更認定に関する件  
(総務二六二)

○二千七年の国際コーヒー協定の有効期間の延長に関する件(外務二七六)

○地震被災地域における復旧・復興計画のための贈与に関する日本国政府とトルコ共和国政府との間の書簡の交換に関する件(同二七七)

○イエメン共和国内の社会的弱者に対する食糧援助に関する日本国政府と世界食糧計画との間の書簡の交換に関する件(同二七八)

○アフガニスタン・イスラム共和国におけるボリオ撲滅計画のための贈与に関する日本国政府と国際連合児童基金との間の書簡の交換に関する件(同二七九)

内閣 法務省 会計検査院

〔官庁報告〕

〔皇室事項〕

〔人事異動〕

○道路に関する件  
(中部地方整備局七四)

○家庭用洗浄剤容器に係る設計認定の基準(同一一四)

○中小企業信用保険法第二条第五項第一号の事業者を指定する件  
(同一一五)

○家庭用化粧品容器に係る設計認定の基準(同一一三)

○文具に係る設計認定の基準  
(農林水産一五一七、一五一八)

○清涼飲料用ペットボトル容器に係る設計認定の基準  
(農林水産・経済産業一)

○保安林の指定施業要件を変更する件  
(農林水産一五一七、一五一八)

○人材育成奨学計画のための贈与に関する日本国政府とラオス人民民主共和国との間の書簡の交換に関する件(同二八〇)

武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律第二条第七号に規定する指定公共機関を公示する件の一部を改正する件(内閣)  
国営訓子府北栄土地改良事業(農業用排水明渠排水)計画の公告  
(農林水産省)

國家試驗

# 令和七年公認会計士試験論文式試験の 試験場（公認会計士・監査審査会）

○法デジタル庁 告示第五号

## その他告示

- 「デジタル庁告示第五百號」  
法務省  
電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第百二号）第九条第一項の規定に基づき、次の特定認証業務に關し、令和七年七月九日付けで業務の用に供する設備及び業務の実施の方法の変更を認定したので、同条第三項において準用する同法第四条第三項の規定に基づき公示する。  
令和七年七月二十四日

内閣総理大臣 石破 茂  
法務大臣 鈴木 醍祐  
認定認証業務の名称 e-Probatio PSAサービス  
スリューションズ株式会社  
認定認証業務を行う者の住所 大阪府大阪市北区大深町3番1号

○総務省知示第1146K-111号  
時刻認証業務の認定に關する規程（令和二年総務省告示第百四十六号）第五条第一項において準用する同規程第三条第一項の規定に基づき、次の時刻認証業務の変更を令和七年七月九日付けで認定したので、同規程第五条第二項において準用する同規程第三条第四項の規定に基づき公示する。  
令和七年七月二十四日

総務大臣 村上誠一郎  
1 変更認定に係る時刻認証業務の名称 認定タイムスタンプ byGMO  
2 変更認定に係る時刻認証業務でデジタル署名を施すための専用の利用者署名符号に対応した電子証明書（その1）の値をハッシュ関数SH A-1で変換した値（16進数） 061a 629c d646 edd7 e8d2 42a2 cf16 e187 41ee b747  
3 変更認定に係る時刻認証業務でデジタル署名を施すための専用の利用者署名符号に対応した電子証明書（その1）の値をハッシュ関数SH A-256で変換した値（16進数） f916 c4b4 3046 d85b 9c44 014e 8945 dc24 e22e d3a6 a7d3 e1a5 7a80 ded8 2e90 d9ef



## ○農林水産省告示第一号

プラスチック使用製品設計指針（令和四年内閣府、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省告示第一号）の規定に基づき、清涼飲料用ペットボトル容器に係る設計認定の基準を次のように定める。

令和七年七月二十四日

1 次の表の上欄に掲げる部品の区分ごとに、下欄各号に掲げる要件をいずれも満たすこと。

2 当該容器（ラベル、キャップ）に掲げる場合に応じ、当該各号に掲げる数値を下回ること。

3 あらかじめ殺菌した後、殺菌した内容物を無菌的に及び常温において充填するための容器

4 該容器一本当たりの容量（単位は、ミリリットルとする。以下この項において同じ。）に○・○一

5 二 耐熱性のある容器（第六号に掲げる容器を除く。次号から第五号までにおいて同じ。）であつて、当該容器一本当たりの容量が五百ミリリットル以下のもの

6 三 耐熱性のある容器であつて、当該容器一本当たりの容量が五百ミリリットルより大きくなつて、一千五百ミリリットル以下の中の

7 四 耐熱性のある容器であつて、当該容器一本当たりの容量が一千五百ミリリットルより大きいもの

8 当該容器一本当たりの容量に○・○一三五を乗じて得た値に、一三・九を加えて得た値

9 当該容器一本当たりの容量に○・○九八を乗じて得た値に、三三・九を加えて得た値

10 プラスチック使用製品設計指針（以下「設計認定基準」という。）の清涼飲料用ペットボトル容器に係る設計認定の基準（以下「設計認定基準」という。）のうち、清涼飲料を充填するためのボリエチレンテレフタレート製の容器（以下「清涼飲料用ペットボトル容器」という。）に係るものは、次に掲げるところとする。

11 次の表の上欄に掲げる部品の区分ごとに、下欄各号に掲げる要件をいずれも満たすこと。

## 部品

## 要件

12 ボトル

13 ラベル

14 キャップ

15 一 ポリエチレンテレフタレートのみを原料とし、その他の物質を添加しないこと。ただし、ボリエチレンテレフタレート以外の物質を添加したボトルが安全かつ衛生的であつて、再資源化を実施することができる場合は、この限りでない。

16 二 着色はしないこと。

17 三 把手は、着色していないポリエチレンテレフタレート又は比重一・〇未満のポリエチレン若しくはボリプロピレンを使用すること。

18 四 ボトルに印刷を施さないこと。（賞味期限、製造所固有記号又はロット番号の印字等の微細な表示を印刷する場合を除く。）

19 ラベル

20 一 ポリ塩化ビニルは使用しないこと。

21 二 風選又は洗浄等の再生処理の工程においてボトルと分離できること。

22 三 ラベルに用いる印刷用インキがボトルに付着しないこと。

23 四 アルミニウムでラミネートされるラベルを使用しないこと。

24 キャップ

25 一 アルミニウム又はポリ塩化ビニルを使用しないこと。

26 二 比重一・〇未満のポリエチレン又はボリプロピレンを主な原料とすること。

27 三 ガラス玉又はパッキンを使用する場合は、その取り外し方をラベルに明示すること。

28 1 当該容器一本当たりの重量のうち、日本産業規格Q一四〇二一の七・八・一・一のa)の1)に適合する再生プラスチック、日本産業規格Q一四〇二一の七・八・一・一のa)の2)に適合する再生プラスチック及びバイオマスプラスチック（動植物に由来する有機物である資源（化石資源を除く。）を原料とするプラスチックをいう。）の合計の重量の割合が十五パーセント以上であること。

29 2 当該容器一本当たりの重量のうち、日本産業規格Q一四〇二一の七・八・一・一のa)の1)に適合する再生プラスチック、日本産業規格Q一四〇二一の七・八・一・一のa)の2)に適合する再生プラスチック及びバイオマスプラスチック（動植物に由来する有機物である資源（化石資源を除く。）を原料とするプラスチックをいう。）の合計の重量の割合が十五パーセント以上であること。

30 五 耐圧性のある容器 当該容器一本当たりの容量に○・〇一三六を乗じて得た値に、一七・二を加えて得た値

31 六 耐熱性及び耐圧性のある容器 当該容器一本当たりの容量に○・〇一七八を乗じて得た値に、一七・七を加えて得た値

32 3 当該容器一本当たりの重量のうち、日本産業規格Q一四〇二一の七・八・一・一のa)の1)に適合する再生プラスチック、日本産業規格Q一四〇二一の七・八・一・一のa)の2)に適合する再生プラスチック及びバイオマスプラスチック（動植物に由来する有機物である資源（化石資源を除く。）を原料とするプラスチックをいう。）の合計の重量の割合が十五パーセント以上であること。

33 4 この告示は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

## 附 則

34 ○農林水産省告示第百十二号

35 プラスチック使用製品設計指針（令和四年内閣府、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省告示第一号）の規定に基づき、文具に係る設計認定の基準を次のように定める。

36 1 国土交通省告示第一号の規定に基づき、文具に係る設計認定の基準（以下「設計認定基準」という。）のうち、文具に係るものは、次に掲げるところとする。

37 2 プラスチック製の書類挟みのうち、2に規定するクリアーファイル及び3に規定するバンディングを除くもの（以下「クリアーホルダー」という。）に係る設計認定基準は、設計認定を受けようとする文具が、次に掲げる要件のいずれかを満たすこととする。

38 3 文具に係る設計認定の基準

39 4 プラスチック使用製品設計指針3(2)に規定する設計認定の基準（以下「設計認定基準」という。）のうち、文具に係るものは、次に掲げるところとする。

40 5 1 プラスチック製の書類挟みのうち、2に規定するクリアーファイル及び3に規定するバンディングを除くもの（以下「クリアーホルダー」という。）に係る設計認定基準は、設計認定を受けようとする文具が、次に掲げる要件のいずれかを満たすこととする。

41 6 文具に係る設計認定の基準

42 7 プラスチック使用製品設計指針3(2)に規定する設計認定の基準（以下「設計認定基準」という。）のうち、文具に係るものは、次に掲げるところとする。

43 8 文具に係る設計認定の基準

44 9 プラスチック使用製品設計指針3(2)に規定する設計認定の基準（以下「設計認定基準」という。）のうち、文具に係るものは、次に掲げるところとする。

45 10 文具に係る設計認定の基準

46 11 プラスチック使用製品設計指針3(2)に規定する設計認定の基準（以下「設計認定基準」という。）のうち、文具に係るものは、次に掲げるところとする。

47 12 文具に係る設計認定の基準

48 13 プラスチック使用製品設計指針3(2)に規定する設計認定の基準（以下「設計認定基準」という。）のうち、文具に係るものは、次に掲げるところとする。

49 14 文具に係る設計認定の基準

50 15 プラスチック使用製品設計指針3(2)に規定する設計認定の基準（以下「設計認定基準」という。）のうち、文具に係るものは、次に掲げるところとする。

51 16 文具に係る設計認定の基準

52 17 プラスチック使用製品設計指針3(2)に規定する設計認定の基準（以下「設計認定基準」という。）のうち、文具に係るものは、次に掲げるところとする。

53 18 文具に係る設計認定の基準

54 19 プラスチック使用製品設計指針3(2)に規定する設計認定の基準（以下「設計認定基準」という。）のうち、文具に係るものは、次に掲げるところとする。

55 20 文具に係る設計認定の基準

56 21 プラスチック使用製品設計指針3(2)に規定する設計認定の基準（以下「設計認定基準」という。）のうち、文具に係るものは、次に掲げるところとする。

57 22 文具に係る設計認定の基準

58 23 プラスチック使用製品設計指針3(2)に規定する設計認定の基準（以下「設計認定基準」という。）のうち、文具に係るものは、次に掲げるところとする。

59 24 文具に係る設計認定の基準

60 25 プラスチック使用製品設計指針3(2)に規定する設計認定の基準（以下「設計認定基準」という。）のうち、文具に係るものは、次に掲げるところとする。

61 26 文具に係る設計認定の基準

62 27 プラスチック使用製品設計指針3(2)に規定する設計認定の基準（以下「設計認定基準」という。）のうち、文具に係るものは、次に掲げるところとする。

63 28 文具に係る設計認定の基準

64 29 プラスチック使用製品設計指針3(2)に規定する設計認定の基準（以下「設計認定基準」という。）のうち、文具に係るものは、次に掲げるところとする。

65 30 文具に係る設計認定の基準

66 31 プラスチック使用製品設計指針3(2)に規定する設計認定の基準（以下「設計認定基準」という。）のうち、文具に係るものは、次に掲げるところとする。

67 32 文具に係る設計認定の基準

68 33 プラスチック使用製品設計指針3(2)に規定する設計認定の基準（以下「設計認定基準」という。）のうち、文具に係るものは、次に掲げるところとする。

69 34 文具に係る設計認定の基準

70 35 プラスチック使用製品設計指針3(2)に規定する設計認定の基準（以下「設計認定基準」という。）のうち、文具に係るものは、次に掲げるところとする。

71 36 文具に係る設計認定の基準

72 37 プラスチック使用製品設計指針3(2)に規定する設計認定の基準（以下「設計認定基準」という。）のうち、文具に係るものは、次に掲げるところとする。

73 38 文具に係る設計認定の基準

74 39 プラスチック使用製品設計指針3(2)に規定する設計認定の基準（以下「設計認定基準」という。）のうち、文具に係るものは、次に掲げるところとする。

75 40 文具に係る設計認定の基準

76 41 プラスチック使用製品設計指針3(2)に規定する設計認定の基準（以下「設計認定基準」という。）のうち、文具に係るものは、次に掲げるところとする。

77 42 文具に係る設計認定の基準

78 43 プラスチック使用製品設計指針3(2)に規定する設計認定の基準（以下「設計認定基準」という。）のうち、文具に係るものは、次に掲げるところとする。

79 44 文具に係る設計認定の基準

80 45 プラスチック使用製品設計指針3(2)に規定する設計認定の基準（以下「設計認定基準」という。）のうち、文具に係るものは、次に掲げるところとする。

81 46 文具に係る設計認定の基準

82 47 プラスチック使用製品設計指針3(2)に規定する設計認定の基準（以下「設計認定基準」という。）のうち、文具に係るものは、次に掲げるところとする。

83 48 文具に係る設計認定の基準

84 49 プラスチック使用製品設計指針3(2)に規定する設計認定の基準（以下「設計認定基準」という。）のうち、文具に係るものは、次に掲げるところとする。

85 50 文具に係る設計認定の基準

86 51 プラスチック使用製品設計指針3(2)に規定する設計認定の基準（以下「設計認定基準」という。）のうち、文具に係るものは、次に掲げるところとする。

87 52 文具に係る設計認定の基準

88 53 プラスチック使用製品設計指針3(2)に規定する設計認定の基準（以下「設計認定基準」という。）のうち、文具に係るものは、次に掲げるところとする。

89 54 文具に係る設計認定の基準

90 55 プラスチック使用製品設計指針3(2)に規定する設計認定の基準（以下「設計認定基準」という。）のうち、文具に係るものは、次に掲げるところとする。

91 56 文具に係る設計認定の基準

92 57 プラスチック使用製品設計指針3(2)に規定する設計認定の基準（以下「設計認定基準」という。）のうち、文具に係るものは、次に掲げるところとする。

93 58 文具に係る設計認定の基準

94 59 プラスチック使用製品設計指針3(2)に規定する設計認定の基準（以下「設計認定基準」という。）のうち、文具に係るものは、次に掲げるところとする。

95 60 文具に係る設計認定の基準

96 61 プラスチック使用製品設計指針3(2)に規定する設計認定の基準（以下「設計認定基準」という。）のうち、文具に係るものは、次に掲げるところとする。

97 62 文具に係る設計認定の基準

98 63 プラスチック使用製品設計指針3(2)に規定する設計認定の基準（以下「設計認定基準」という。）のうち、文具に係るものは、次に掲げるところとする。

99 64 文具に係る設計認定の基準

100 65 プラスチック使用製品設計指針3(2)に規定する設計認定の基準（以下「設計認定基準」という。）のうち、文具に係るものは、次に掲げるところとする。

101 66 文具に係る設計認定の基準

102 67 プラスチック使用製品設計指針3(2)に規定する設計認定の基準（以下「設計認定基準」という。）のうち、文具に係るものは、次に掲げるところとする。

103 68 文具に係る設計認定の基準

104 69 プラスチック使用製品設計指針3(2)に規定する設計認定の基準（以下「設計認定基準」という。）のうち、文具に係るものは、次に掲げるところとする。

105 70 文具に係る設計認定の基準

106 71 プラスチック使用製品設計指針3(2)に規定する設計認定の基準（以下「設計認定基準」という。）のうち、文具に係るものは、次に掲げるところとする。

107 72 文具に係る設計認定の基準

108 73 プラスチック使用製品設計指針3(2)に規定する設計認定の基準（以下「設計認定基準」という。）のうち、文具に係るものは、次に掲げるところとする。

109 74 文具に係る設計認定の基準

110 75 プラスチック使用製品設計指針3(2)に規定する設計認定の基準（以下「設計認定基準」という。）のうち、文具に係るものは、次に掲げるところとする。

111 76 文具に係る設計認定の基準

112 77 プラスチック使用製品設計指針3(2)に規定する設計認定の基準（以下「設計認定基準」という。）のうち、文具に係るものは、次に掲げるところとする。

113 78 文具に係る設計認定の基準

114 79 プラスチック使用製品設計指針3(2)に規定する設計認定の基準（以下「設計認定基準」という。）のうち、文具に係るものは、次に掲げるところとする。

115 80 文具に係る設計認定の基準

116 81 プラスチック使用製品設計指針3(2)に規定する設計認定の基準（以下「設計認定基準」という。）のうち、文具に係るものは、次に掲げるところとする。

117 82 文具に係る設計認定の基準

118 83 プラスチック使用製品設計指針3(2)に規定する設計認定の基準（以下「設計認定基準」という。）のうち、文具に係るものは、次に掲げるところとする。

119 84 文具に係る設計認定の基準

120 85 プラスチック使用製品設計指針3(2)に規定する設計認定の基準（以下「設計認定基準」という。）のうち、文具に係るものは、次に掲げるところとする。

121 86 文具に係る設計認定の基準

122 87 プラスチック使用製品設計指針3(2)に規定する設計認定の基準（以下「設計認定基準」という。）のうち、文具に係るものは、次に掲げるところとする。

123 88 文具に係る設計認定の基準

124 89 プラスチック使用製品設計指針3(2)に規定する設計認定の基準（以下「設計認定基準」という。）のうち、文具に係るものは、次に掲げるところとする。

125 90 文具に係る設計認定の基準

126 91 プラスチック使用製品設計指針3(2)に規定する設計認定の基準（以下「設計認定基準」という。）のうち、文具に係るものは、次に掲げるところとする。

127 92 文具に係る設計認定の基準

128 93 プラスチック使用製品設計指針3(2)に規定する設計認定の基準（以下「設計認定基準」という。）のうち、文具に係るものは、次に掲げるところとする。

129 94 文具に係る設計認定の基準

130 95 プラスチック使用製品設計指針3(2)に規定する設計認定の基準（以下「設計認定基準」という。）のうち、文具に係るものは、次に掲げるところとする。

131 96 文具に係る設計認定の基準

132 97 プラスチック使用製品設計指針3(2)に規定する設計認定の基準（以下「設計認定基準」という。）のうち、文具に係るものは、次に掲げるところとする。

133 98 文具に係る設計認定の基準

134 99 プラスチック使用製品設計指針3(2)に規定する設計認定の基準（以下「設計認定基準」という。）のうち、文具に係るものは、次に掲げるところとする。

135 100 文具に係る設計認定の基準

136 101 プラスチック使用製品設計指針3(2)に規定する設計認定の基準（以下「設計認定基準」という。）のうち、文具に係るものは、次に掲げるところとする。

137 102 文具に係る設計認定の基準

138 103 プラスチック使用製品設計指針3(2)に規定する設計認定の基準（以下「設計認定基準」という。）のうち、文具に係るものは、次に掲げるところとする。

139 104 文具に係る設計認定の基準

140 105 プラスチック使用製品設計指針3(2)に規定する設計認定の基準（以下「設計認定基準」という。）のうち、文具に係るものは、次に掲げるところとする。

141 106 文具に係る設計認定の基準

142 107 プラスチック使用製品設計指針3(2)に規定する設計認定の基準（以下「設計認定基準」という。）のうち、文具に係るものは、次に掲げるところとする。

143 108 文具に係る設計認定の基準

144 109 プラスチック使用製品設計指針3(2)に規定する設計認定の基準（以下「設計認定基準」という。）のうち、文具に係るものは、次に掲げるところとする。

145 110 文具に係る設計認定の基準

146 111 プラスチック使用製品設計指針3(2)に規定する設計認定の基準（以下「設計認定基準」という。）のうち、文具に係るものは、次に掲げるところとする。

147 112 文具に係る設計認定の基準

148 113 プラスチック使用製品設計指針3(2)に規定する設計認定の基準（以下「設計認定基準」という。）のうち、文具に係るものは、次に掲げるところとする。

149 114 文具に係る設計認定の基準

150 115 プラスチック使用製品設計指針3(2)に規定する設計認定の基準（以下「設計認定基準」という。）のうち、文具に係るものは、次に掲げるところとする。

151 116 文具に係る設計認定の基準

152 117 プラスチック使用製品設計指針3(2)に規定する設計認定の基準（以下「設計認定基準」という。）のうち、文具に係るものは、次に掲げるところとする。

153 118 文具に係る設計認定の基準

154 119 プラスチック使用製品設計指針3(2)に規定する設計認定の基準（以下「設計認定基準」という。）のうち、文具に係るものは、次に掲げるところとする。

155 120 文具に係る設計認定の基準

156 121 プラスチック使用製品設計指針3(2)に規定する設計認定の基準（以下「設計認定基準」という。）のうち、文具に係るものは、次に掲げるところとする。

157 122 文具に係る設計認定の基準

158 123 プラスチック使用製品設計指針3(2)に規定する設計認定の基準（以下「設計認定基準」という。）のうち、文具に係るものは、次に掲げるところとする。

159 124 文具に係る設計認定の基準

- 二 次のイからハまでを満たすこと。  
イ 前号イ、ロ、ホ及びヘを満たすこと。  
ロ 当該製品のプラスチックを使用する部分に直接印刷を施さないこと。  
ハ 当該製品にシールを貼る場合は、当該シールは当該製品と同一の種類のプラスチックを使用していること又は製品から容易に取り外すことができるること。
- 三 次のイ及びロを満たすこと。  
イ 第一号イ、ロ、ホ及びヘを満たすこと。  
ロ プラスチックの使用量を増加させず、繰り返し使用することにより劣化する部分について修繕又は取替えができるようによることによつて、当該製品の耐久性の向上及び長期間の使用の促進を図つてること。
- 四 次のイからハまでを満たすこと。  
イ 第一号ロからハまでを満たすこと。  
ロ 使用するプラスチック又は紙等の材料をそれぞれ分離できること。  
ハ 当該製品一個当たりの総重量に対するプラスチック以外の材料の重量の割合が従前の製品よりも高く、プラスチックに紙又は木材等を混ぜた混合物を使用していないこと。
- 五 第一号ロ、ホ及びヘ、第三号ロ並びに前号ロ及びハを満たすこと。  
六 第一号ロ、ホ及びヘ、第二号ロ及びハ並びに第四号ロ及びハを満たすこと。  
2 プラスチック製の書類挟みのうち、複数のポケットを有する構造であつて、3に規定するバインダーを除くもの（以下「クリアーファイル」という。）に係る設計認定基準は、設計認定を受けようとする文具が、次に掲げる要件のいずれかを満たすこととする。
- イ 前項第一号イ、ハ、ニ及びヘ並びに同項第三号ロを満たすこと。  
ロ 背表紙に用いるラベルにはプラスチックを使用していないこと。  
二 次のイ及びロを満たすこと。  
イ 前項第一号イ及びハからハまで並びに同項第二号ハを満たすこと。  
ロ 印刷（軽微なものを除く。）を施していないこと。
- 三 前項第一号イからハまでを満たすこと。  
四 前項第一号イ、ロ、ホ及びヘ、同項第三号ロ並びに第一号ロを満たすこと。  
五 前項第一号イ、ホ及びヘ、同項第二号ハ、同項第三号ロ、第一号ロ並びに第二号ロを満たすこと。  
六 前項第一号イ、ロ、ホ及びヘ、同項第二号ハ並びに第二号ロを満たすこと。  
七 次のイ及びロを満たすこと。  
イ 前項第一号イ、ロ、ホ及びヘ、同項第三号ロ、同項第四号ロ並びに第一号ロを満たすこと。  
ロ 使用するプラスチックの原料を種類ごとにそれぞれ分離できること。  
八 前項第一号イ及びハからハまで、同項第四号ロ並びに前号ロを満たすこと。  
九 前項第一号イ、ロ、ホ及びヘ、同項第四号ロ並びに第七号ロを満たすこと。  
十 前項第一号イ、ホ及びヘ、同項第二号ハ、同項第三号ロ、第一号ロ並びに第七号ロを満たすこと。  
十一 前項第一号ハからハまで、同項第四号ロ及びハ並びに前項第七号ロを満たすこと。  
十二 第一項第一号イ、ロ、ホ及びヘ、同項第四号ロ及びハ、前項第一号ロ、同項第七号ロ並びに第一号ロ及びハを満たすこと。  
十三 第一項第一号ロ、ホ及びヘ、同項第四号ロ及びハ並びに前項第七号ロを満たすこと。  
十四 第一項第一号ホ及びヘ、同項第二号ハ、同項第四号ロ及びハ、前項第一号ロ並びに同項第七号ロを満たすこと。

## 附 則

この告示は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

## ○經濟産業省告示第百三十二号

プラスチック使用製品設計指針（令和四年内閣府、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省告示第一号）の規定に基づき、家庭用化粧品容器に係る設計認定の基準を次のように定める。

令和七年七月二十四日

經濟産業大臣 武藤 容治

- 1 家庭用化粧品容器に係る設計認定の基準  
プラスチック使用製品設計指針3(2)に規定する設計認定の基準（以下「設計認定基準」という。）のうち、シャンプー、ヘアーリンス、ボディーソープ又は手洗い用石けん（以下「化粧品」と総称する。）を充填するためのプラスチック製の容器（キャップ、ディスペンサー、スパウト（容器の注ぎ口）をいう。以下同じ。）、包装及び附属品を含む。以下「家庭用化粧品容器」という。に係るものは、次に掲げるとおりとする。
- イ 当該容器一個当たりに使用されるプラスチックの重量を当該容器一個当たりの内容量で除し得た値が〇・四〇〇グラム毎ミリリットル以下であること。
- 二 次のイからハまでを満たすこと。  
イ 前号イ、ロ、ホ及びヘを満たすこと。  
ロ 当該製品のプラスチックを使用する部分に直接印刷を施さないこと。  
ハ 当該製品にシールを貼る場合は、当該シールは当該製品と同一の種類のプラスチックを使用していること又は製品から容易に取り外すことができるること。
- 三 次のイ及びロを満たすこと。  
イ 第一号イ、ロ、ホ及びヘを満たすこと。  
ロ プラスチックの使用量を増加させず、繰り返し使用することにより劣化する部分について修繕又は取替えができるようによることによつて、当該製品の耐久性の向上及び長期間の使用の促進を図つてること。
- 四 次のイからハまでを満たすこと。  
イ 第一号ロからハまでを満たすこと。  
ロ 使用するプラスチック又は紙等の材料をそれぞれ分離できること。  
ハ 当該製品一個当たりの総重量に対するプラスチック以外の材料の重量の割合が従前の製品よりも高く、プラスチックに紙又は木材等を混ぜた混合物を使用していないこと。
- 五 第一号ロ、ホ及びヘ、第三号ロ並びに前号ロ及びハを満たすこと。  
六 第一号ロ、ホ及びヘ、第二号ロ及びハ並びに第四号ロ及びハを満たすこと。  
2 プラスチック製の書類挟みのうち、複数のポケットを有する構造であつて、3に規定するバインダーを除くもの（以下「クリアーファイル」という。）に係る設計認定基準は、設計認定を受けようとする文具が、次に掲げる要件のいずれかを満たすこととする。
- イ 前項第一号イ、ハ、ニ及びヘ並びに同項第三号ロを満たすこと。  
ロ 背表紙に用いるラベルにはプラスチックを使用していないこと。  
二 次のイ及びロを満たすこと。  
イ 前項第一号イ及びハからハまで並びに同項第二号ハを満たすこと。  
ロ 印刷（軽微なものを除く。）を施していないこと。
- 三 前項第一号イからハまでを満たすこと。  
四 前項第一号イ、ロ、ホ及びヘ、同項第三号ロ並びに第一号ロを満たすこと。  
五 前項第一号イ、ホ及びヘ、同項第二号ハ、同項第三号ロ、第一号ロ並びに第二号ロを満たすこと。  
六 前項第一号イ、ロ、ホ及びヘ、同項第二号ハ並びに第二号ロを満たすこと。  
七 次のイ及びロを満たすこと。  
イ 前項第一号イ、ロ、ホ及びヘ、同項第三号ロ、同項第四号ロ並びに第一号ロを満たすこと。  
ロ 使用するプラスチックの原料を種類ごとにそれぞれ分離できること。  
八 前項第一号イ及びハからハまで、同項第四号ロ並びに前号ロを満たすこと。  
九 前項第一号イ、ロ、ホ及びヘ、同項第四号ロ並びに第七号ロを満たすこと。  
十 前項第一号イ、ホ及びヘ、同項第二号ハ、同項第三号ロ、第一号ロ並びに第七号ロを満たすこと。  
十一 前項第一号ハからハまで、同項第四号ロ及びハ並びに前項第七号ロを満たすこと。  
十二 第一項第一号イ、ロ、ホ及びヘ、同項第四号ロ及びハ、前項第一号ロ、同項第七号ロ並びに第一号ロ及びハを満たすこと。  
十三 第一項第一号ロ、ホ及びヘ、同項第四号ロ及びハ並びに前項第七号ロを満たすこと。  
十四 第一項第一号ホ及びヘ、同項第二号ハ、同項第四号ロ及びハ、前項第一号ロ並びに同項第七号ロを満たすこと。

- 3 プラスチック製の書類挟みのうち、複数の穴を有する用紙を留め具によつて固定できるもの（以下「バインダー」という。）に係る設計認定基準は、次に掲げる要件のいずれかを満たすこととする。
- 一 次のイからハまでを満たすこと。  
二 前項第一号イからハまでを満たすこと。  
三 第一項第一号イからハまでを満たすこと。  
四 第一項第一号イ、ロ、ホ及びヘ、前項第一号ロ並びに第一号ロ及びハを満たすこと。  
五 第一項第一号イ、ホ及びヘ、同項第三号ハ、前項第一号ロ、同項第二号ロ並びに第一号ロ及びハを満たすこと。  
六 第一項第一号イ、ロ、ホ及びヘ、同項第二号ハ並びに前項第二号ロを満たすこと。  
七 第一項第一号イ、ホ及びヘ、同項第四号ロ、前項第一号ロ、同項第七号ロ並びに第一号ロ及びハを満たすこと。  
八 第一項第一号イ及びハからハまで、同項第四号ロ並びに前項第七号ロを満たすこと。  
九 第一項第一号イ、ホ及びヘ、同項第四号ロ並びに前項第七号ロを満たすこと。  
十 第一項第一号イ、ホ及びヘ、同項第三号ハ、前項第一号ロ、前項第二号ロ並びに同項第七号ロを満たすこと。  
十一 第一項第一号ハからハまで、同項第四号ロ及びハ並びに前項第七号ロを満たすこと。  
十二 第一項第一号ホ及びヘ、同項第四号ロ及びハ、前項第一号ロ、同項第七号ロ並びに第一号ロ及びハを満たすこと。  
十三 第一項第一号ロ、ホ及びヘ、同項第四号ロ及びハ並びに前項第七号ロを満たすこと。  
十四 第一項第一号ホ及びヘ、同項第二号ハ、同項第四号ロ及びハ、前項第一号ロ並びに同項第七号ロを満たすこと。



口 ポリ塩化ビニル、ポリ塩化ビニリデンその他の有機塩素化合物又はアルミニウムはくを使用していないこと。  
 ハ プラスチック、紙又は木材等を混ぜた混合物を材料として使用していないこと。  
 ニ 容器の原料としてプラスチックのみを使用する場合は、単一の種類のプラスチック（ポリエチレンテレフタレート、ポリプロピレン、ポリエチレン又はポリスチレンに限る。）を使用すること。  
 ホ 容器に紙又は金属等のプラスチック以外の材料を使用する場合は、材料ごとに分離できること。

ハ 原単位（容器一個当たりに使用されるプラスチックの重量を容器一個当たりの内容量で除して得た値をいう。以下同じ。）が、次の表の上欄に掲げる容器に充填する洗浄剤の種類に応じ、同表の下欄に掲げる原単位を下回すこと。

## 容器に充填する洗浄剤の種類

原単位	原単位
○・一〇八	○・一二五
○・一二〇	○・一〇六〇
○・一六〇	○・一六〇

## 二 次のイ及び口を満たすこと。

イ 前号イからホまでを満たすこと。  
 ハ 当該容器一個当たりの重量のうち、日本産業規格Q一四〇二一の七・八・一・一のa)の1)に適合する再生プラスチック（以下「ブレコン・シユーマ材料」という。）、日本産業規格Q一四〇二一の七・八・一・一のa)の2)に適合する再生プラスチック（以下「ポストコン・シユーマ材料」という。）及びバイオマスプラスチック（動植物に由来する有機物である資源（化石資源を除く。）を原料とするプラスチックをいう。以下同じ。）の重量の合計の割合が二十五パーセント以上であること。

イ 前号イからホまでを満たすこと。  
 ハ 当該容器一個当たりの重量のうち、バリア層（洗浄剤を保護するためのプラスチックフィルムの表面に対して蒸着した金属はくの層又はエチレン及びビニルアルコールの共重合体若しくはポリビニルアルコールから成る層をいう。）の重量の割合が五パーセント以下であること。  
 ニ 原単位が、次の表の上欄に掲げる容器に充填する洗浄剤の種類に応じ、同表の下欄に掲げる原単位を下回すこと。

## 容器に充填する洗浄剤の種類

原単位	原単位
○・一一〇	○・一二〇
○・一〇四五	○・一〇三三
○・一〇二四	○・一〇三五

## 二 次のイから二までを満たすこと。

イ 第一項第一号イからハまで及びホを満たすこと。  
 ハ フィルム以外にプラスチックを使用する場合は、単一の種類のプラスチックフィルムを積層した容器に係る設計認定基準は、設計認定を受けようとする家庭用洗浄剤容器が、次の第一号又は第二号を満たすこととする。

イ 第一項第一号イからハまでを満たすこと。  
 ハ フィルムの各層は単一の種類のプラスチックを使用すること。  
 ニ 原単位が、次の表の上欄に掲げる容器に充填する洗浄剤の種類に応じ、同表の下欄に掲げる原単位を下回すこと。

## 容器に充填する洗浄剤の種類

原単位	原単位
○・一〇五〇	○・一〇一〇
○・一二〇〇	○・一二〇〇
○・一〇六〇	○・一〇一〇

二 次のイ及び口を満たすこと。

イ 前項第一号イからホまでを満たすこと。

口 前項第二号口を満たすこと。  
 ハ プラスチック、紙又は木材等を混ぜた混合物を材料として使用していないこと。  
 ニ 容器の原料としてプラスチックのみを使用する場合は、単一の種類のプラスチック（ポリエチレンテレフタレート、ポリプロピレン又はポリスチレンに限る。）を使用しているものに係る設計認定基準は、設計認定を受けようとする家庭用洗浄剤容器が、次の第一号から第三号までの要件を満たすこととする。

一 第一項第一号イからハまでを満たすこと。

二 当該容器一個当たりの重量のうち、バリア層（洗浄剤を保護するためのプラスチックフィルムの表面に対して蒸着した金属はくの層又はエチレン及びビニルアルコールの共重合体若しくはポリビニルアルコールから成る層をいう。）の重量の割合が五パーセント以下であること。

三 原単位が、次の表の上欄に掲げる容器に充填する洗浄剤の種類に応じ、同表の下欄に掲げる原単位を下回すこと。

二 次のイ及びロを満たすこと。

イ 前号イから今までを満たすこと。

ロ 当該容器一個当たりの重量のうち、ブレコノンシユーマ材料、ポストコノンシユーマ材料及びバ

イオマスプラスチックの重量の合計の割合が十パーセント以上であること。

5 家庭用洗浄剤容器のうち、詰替え本体容器、ボトル形容器及びフィルム形容器以外のものに係る設計認定基準は、設計認定を受けようとする家庭用洗浄剤容器が、次の第一号又は第二号を満たすこととする。

一 次のイ及びロを満たすこと。

イ 第一項第一号イから今までを満たすこと。

ロ 原単位が、次の表の上欄に掲げる容器に充填する洗浄剤の種類に応じ、同表の下欄に掲げる原単位を下回ること。

容器に充填する洗浄剤の種類

原単位

台所用洗剤

○・○五〇

食洗器用洗剤

○・○一〇

住居用洗剤

○・○六〇

二 次のイ及びロを満たすこと。

イ 第一項第二号ロを満たすこと。

ロ 第一項第二号ロを満たすこと。

いの告示は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

○經濟産業省告示第百五十五号

中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第二条第五項第一号の規定に基づき、同号の事業者を次のように指定する。

令和七年七月二十四日

經濟産業大臣 武藤 容治

株式会社ヨリノイ

鹿児島県鹿児島市東谷山四丁目  
二十四番二号

番号 番号  
名 称 住 所  
所  
定中小企業者の認定を申請することができる期間

市町村長又は特別区長に對して特別認定を申請することができる期間

令和七年二月十七日から令和八年二月十六日まで

○中部地方整備局告示第七十四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第二百八十九号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係団体は、令和七年七月二十四日から一週間一般の縦覧に供する。

令和七年七月二十四日 中部地方整備局長 森本 輝

(一) 道路の種類 一般国道  
路 線 名 国道十九号  
道 路 の 区 域

間 後別前 敷 地 の 幅 員 延 長

メートル

中津川市落合字清水平一五六八番六 一から同市山口  
三三七三番一二まで

後

一二・三五・四二・六七  
一四・七四・四四・一九

〇・六三五五

(四) 国面縦覧場所 中部地方整備局及び同局多治見砂防国道事務所

## 人事異動

### 内閣閣

○財務大臣臨時代理解職

國務大臣

村上誠一郎

財務大臣加藤勝信帰朝につき内閣法第十条の規定による臨時に財務大臣の職務を行う國務大臣としての指定を解く

同

村上誠一郎

内閣府特命担当大臣加藤勝信帰朝につき内閣府特命担当大臣（金融）事務代理を免ずる（以上七月十九日）

國務大臣

武藤 容治

内閣府特命担当大臣赤澤亮正海外出張不在中内閣府特命担当大臣（経済財政政策）事務代理を命ずる（七月二十一日）

國務大臣

武藤 容治

内閣府特命担当大臣赤澤亮正海外出張不在中内閣府特命担当大臣（金融）事務代理を免ずる（以上七月十九日）

## 官庁報

### 官庁事項

武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律施行令（平成十五年政令第二百五十二号）第三条第三十七号の規定に基づき、武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律

第二条第七号に規定する指定公共機関を公示する件（平成十六年九月十七日）の一部を次のように改正する指定をしたので公示する。

令和七年七月二十四日 第百三十号を第百三十一号とし、第百九号から第百二十九号までを一号ずつ繰り下げ、第百八号の次に次の一号を加える。

百九 楽天モバイル株式会社

内閣総理大臣 石破 茂

イ 前号イから今までを満たすこと。

ロ 当該容器一個当たりの重量のうち、ブレコノンシユーマ材料、ポストコノンシユーマ材料及びバ

イオマスプラスチックの重量の合計の割合が十パーセント以上であること。

家庭用洗浄剤容器のうち、詰替え本体容器、ボトル形容器及びフィルム形容器以外のものに係る設計認定基準は、設計認定を受けようとする家庭用洗浄剤容器が、次の第一号又は第二号を満たすこととする。

一 次のイ及びロを満たすこと。

イ 第一項第一号イから今までを満たすこと。

ロ 原単位が、次の表の上欄に掲げる容器に充填する洗浄剤の種類に応じ、同表の下欄に掲げる原単位を下回ること。

容器に充填する洗浄剤の種類

原単位

台所用洗剤

○・○五〇

食洗器用洗剤

○・○一〇

住居用洗剤

○・○六〇

二 次のイ及びロを満たすこと。

イ 第一項第二号ロを満たすこと。

ロ 第一項第二号ロを満たすこと。

いの告示は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

○經濟産業省告示第百五十五号

中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第二条第五項第一号の規定に基づき、同号の事業者を次のように指定する。

令和七年七月二十四日

經濟産業大臣 武藤 容治

株式会社ヨリノイ

鹿児島県鹿児島市東谷山四丁目  
二十四番二号

番号 番号  
名 称 住 所  
所  
定中小企業者の認定を申請することができる期間

市町村長又は特別区長に對して特別認定を申請することができる期間

令和七年二月十七日から令和八年二月十六日まで

○中部地方整備局告示第七十四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第二百八十九号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係団体は、令和七年七月二十四日から一週間一般の縦覧に供する。

令和七年七月二十四日 中部地方整備局長 森本 輝

(一) 道路の種類 一般国道  
路 線 名 国道十九号  
道 路 の 区 域

間 後別前 敷 地 の 幅 員 延 長

メートル

中津川市落合字清水平一五六八番六 一から同市山口  
三三七三番一二まで

後

一二・三五・四二・六七  
一四・七四・四四・一九

〇・六三五五

(四) 国面縦覧場所 中部地方整備局及び同局多治見砂防国道事務所

## 皇室事項

イ 前号イから今までを満たすこと。

ロ 当該容器一個当たりの重量のうち、ブレコノンシユーマ材料、ポストコノンシユーマ材料及びバ

イオマスプラスチックの重量の合計の割合が十パーセント以上であること。

家庭用洗浄剤容器のうち、詰替え本体容器、ボトル形容器及びフィルム形容器以外のものに係る設計認定基準は、設計認定を受けようとする家庭用洗浄剤容器が、次の第一号又は第二号を満たすこととする。

一 次のイ及びロを満たすこと。

イ 第一項第一号イから今までを満たすこと。

ロ 原単位が、次の表の上欄に掲げる容器に充填する洗浄剤の種類に応じ、同表の下欄に掲げる原単位を下回ること。

容器に充填する洗浄剤の種類

原単位

台所用洗剤

○・○五〇

食洗器用洗剤

○・○一〇

住居用洗剤

○・○六〇

二 次のイ及びロを満たすこと。

イ 第一項第二号ロを満たすこと。

ロ 第一項第二号ロを満たすこと。

いの告示は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

○經濟産業省告示第百五十五号

中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第二条第五項第一号の規定に基づき、同号の事業者を次のように指定する。

令和七年七月二十四日

經濟産業大臣 武藤 容治

株式会社ヨリノイ

鹿児島県鹿児島市東谷山四丁目  
二十四番二号

番号 番号  
名 称 住 所  
所  
定中小企業者の認定を申請することができる期間

市町村長又は特別区長に對して特別認定を申請することができる期間

令和七年二月十七日から令和八年二月十六日まで

○中部地方整備局告示第七十四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第二百八十九号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係団体は、令和七年七月二十四日から一週間一般の縦覧に供する。

令和七年七月二十四日 中部地方整備局長 森本 輝

(一) 道路の種類 一般国道  
路 線 名 国道十九号  
道 路 の 区 域

間 後別前 敷 地 の 幅 員 延 長

メートル

中津川市落合字清水平一五六八番六 一から同市山口  
三三七三番一二まで

後

一二・三五・四二・六七  
一四・七四・四四・一九

〇・六三五五

(四) 国面縦覧場所 中部地方整備局及び同局多治見砂防国道事務所

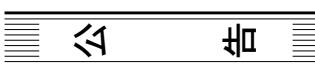
公認会計士試験論文式試験の試験場	
公認会計士試験規則(平成16年内閣府令第18号)	
第1条の規定に基づき、令和7年8月22日、23日及び24日に施行する令和7年公認会計士試験論文式試験の試験場を、次のとおり公告する。	
令和7年7月24日	
公認会計士・監査審査会会長 青木 雅明 (管轄財務局等) (試験場)	
関東財務局 東京都世田谷区桜上水3丁目25番40号 日本大学文理学部	
近畿財務局 大阪府茨木市岩倉町2番150号 立命館大学(大阪いばらきキャンパス)	
北海道財務局 北海道札幌市北区北8条西2丁目 札幌第1合同庁舎	
東北財務局 宮城県仙台市青葉区花京院1丁目2番15号ソララプラザ TK PガーデンシティPREMIUM仙台西口	
東海財務局	①愛知県名古屋市中区栄3丁目2番3号 名古屋日興證券ビル TKP名古屋栄カンファレンスセンター
	②愛知県名古屋市中村区名駅2丁目41番5号 CK20名駅前ビル TKP名古屋駅前カンファレンスセンター
北陸財務局	石川県金沢市堀川新町7番1号 金沢医療技術専門学校
中国財務局	広島県広島市中区幟町1番5号 教育大学
四国財務局	香川県高松市幸町1番1号 香川大学(幸町北キャンパス)
九州財務局	熊本県熊本市西区春日2丁目10番1号 熊本地方合同庁舎
福岡財務支局	福岡県福岡市博多区博多駅南4丁目2番10号 南近代ビル
沖縄総合事務局	沖縄県那覇市おもろまち2丁目1番1号 那覇第2地方合同庁舎
<b>被験細則監査官第11回</b> 本細則の範囲は、日本全国に在るのせば、 だれもが見ゆる。 令和7年7月24日 監査大田 錦木 錦	
住所	神奈川県大和市 八・ピック・ゴック 平成11年9月28日生 八・グエン・サ 平成14年12月15日生

住所	東京都北区 メイ・ジン・ウェイ・リヤン 平成4年12月3日生
住所	愛知県碧南市 セザル・ノブオ・ナカハラダ 平成3年10月9日生
住所	エリヤネ・クリスティニ・ナカコゲ・ナカハラダ 平成3年6月10日生
住所	ハルナ・ナカコゲ・ナカハラダ 平成29年4月14日生
住所	ユナ・ナカコゲ 平成27年4月24日生
住所	東京都北区 陳鵬 平成7年4月17日生
住所	東京都世田谷区 潘富琪 平成5年2月7日生
住所	大阪市住之江区 鄭蓮紅 昭和24年12月2日生
住所	秦早智子 昭和47年7月9日生
住所	東京都足立区 冷宏 昭和52年6月7日生
住所	長野県松本市 テゼンドラ・パウデル 平成7年3月3日生
住所	長野県北安曇郡松川村 徐榮子 平成7年12月8日生
住所	東京都東大和市 解虹 昭和29年8月15日生
住所	東京都国分寺市 劉明輝 昭和33年6月23日生
住所	香川県高松市幸町1番1号 香川大学(幸町北キャンパス)
住所	神奈川県大和市 吳博文 平成7年5月24日生
住所	千葉県八千代市 タリタ・ユリ・ミヤザキ 昭和63年9月30日生
住所	福岡県田川市 チャブリンシカ・ヴィクトリア・ヴァチエスラ ヴィフナ 平成20年9月18日生
住所	愛知県江南市 趙偉寅 昭和61年2月25日生
住所	東京都杉並区 金京美 昭和51年2月15日生
住所	東京都西東京市 ユ・ゲ・ソー 平成2年12月5日生
住所	大阪市此花区 李漢卿 平成2年8月5日生
住所	東京都昭島市 宗延聰 平成元年10月3日生
住所	千葉県八千代市 マレコキ・バルタザー・シミズ 昭和63年9月16日生
住所	ジョン・エバー・イルストレ・セラノ 昭和63年10月24日生
住所	ユウスケ・シミズ・セラノ 令和2年5月13日生
住所	エリン・シミズ・セラノ 令和4年12月13日生
住所	岐阜市 ウイタナゲ・チャミンダ 平成4年3月8日生
住所	福島県会津若松市 イーアーポン 平成7年5月3日生
住所	岡山県美作市 アベーシンハ・アツチッラーゲー・チャトウ ラ・スリー・マドゥシャンカ・パンダーラ 平成8年4月15日生
住所	川崎市幸区 池治国 昭和56年6月1日生
住所	池佳穎 平成25年11月14日生
住所	池佳鈞 令和2年5月26日生
住所	神奈川県海老名市 佟力 昭和39年9月1日生
住所	横浜市鶴見区 スザン・スレスタ 平成6年5月4日生
住所	相模原市緑区 林京子 平成6年6月17日生
住所	川崎市中原区 顧奮之 平成元年10月6日生
住所	埼玉県川口市 潘深峰 昭和60年11月6日生
住所	埼玉県川口市 ガネゲ・ピュシャ・ラクマリ・クマリ 平成元年4月13日生
住所	カラシダ・レカムラグ・チエナーヤ・カオリ 令和2年12月17日生
住所	埼玉県川口市 蓋慧芳 昭和33年2月18日生
住所	東京都江戸川区 シヤ・ヒハリ・サンラン 昭和60年11月16日生
住所	アリヤヒ・サンラン 平成30年6月14日生
住所	シャンバヴィ・サンラン 令和3年11月2日生
住所	福岡市東区 蔡沅宏 平成7年4月23日生
住所	東京都中央区 李增秋 昭和54年8月8日生
住所	東京都江東区 陳靈燕 平成5年9月25日生
住所	東京都江東区 アラ・ウディン・バトアリー 平成8年4月25日生
住所	長野県諫訪市 ラジャカルナ・アタバットウ・ムディヤンセラ ゲ・インディカサジーワ・ジャヤシンハ 昭和57年2月2日生
住所	東京都板橋区 王俊聖 平成16年5月25日生
住所	東京都大田区 郭正徳 平成元年8月26日生
住所	京都市左京区 朴英淑 昭和40年12月27日生
住所	余莉菜 平成4年8月29日生
住所	大阪府豊中市 余健悟 平成6年12月13日生
住所	神奈川県綾瀬市 ブットホン・ビラワン 昭和33年6月6日生
住所	三重県四日市市 カリーナ・ミヨコ・タケマツ 昭和55年5月6日生
住所	エンゾ・ユウタ・ウエダ 平成17年5月25日生
住所	千葉県松戸市 ランパティ・デーワグ・ナディーシャ・シラン タ・ジャヤセカラ 昭和58年8月28日生
住所	東京都足立区 イン・ザ・リー・ミイン 平成6年10月19日生
住所	東京都練馬区 レイナルド・ユージ・ジュニア・ブラガロー リ・マジキナ 平成14年4月22日生
住所	東京都品川区 サランユー・ラームンクン 昭和62年10月12日生
住所	名古屋市西区 カイラシュ・ネパール 平成7年9月9日生
住所	京都市南区 馬潔 昭和54年9月25日生
住所	東京都中野区 王彪 昭和55年3月4日生
住所	姜春花 昭和55年1月15日生
住所	王俐娜 平成19年9月13日生
住所	王俐紗 平成19年9月13日生
住所	東京都江戸川区 サンディップ・バセル 平成3年2月8日生

住所 千葉県鎌ヶ谷市  
高歓 平成7年7月19日生  
住所 岐阜県美濃市  
金攝奎 昭和19年4月10日生  
住所 東京都立川市  
鄭透 昭和48年2月4日生  
**法務省告示配第633号**  
外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律(昭和六十一年法律第六十六号)第九条の規定に基づき、次の者に対し、連合王国において弁護士に相当する資格を取得している者として外国法事務弁護士となる資格を承認した。  
令和七年七月二十四日  
法務大臣 鈴木 韶祐  
氏名 アーロン・チン・ユエン・リー  
生年月日 千九百七十二年五月二十三日  
**法務省告示配第六十四号**  
外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律(昭和六十一年法律第六十六号)第九条の規定に基づき、次の者に対し、アメリカ合衆国ニューヨーク州において弁護士に相当する資格を取得している者として外国法事務弁護士となる資格を承認した。  
令和七年七月二十四日  
法務大臣 鈴木 韶祐  
氏名 サンキュン・ボン  
生年月日 千九百九十二年十一月二十一日  
**法務省告示配第六十五号**  
外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律(昭和六十一年法律第六十六号)第十七条第一項の規定に基づき、次の者に対し、次のとおり特定外国法を指定した。  
令和七年七月二十四日  
法務大臣 鈴木 韶祐  
一 指定を受けた者  
氏名 サンキュン・ボン  
生年月日 千九百九十二年十一月二十一日  
二 指定をした特定外国法  
外國弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律第十七条第一項第一号によるもの  
アメリカ合衆国ニューヨーク州において効力を有し、又は有した法

**法務省告示配第六十六号**  
外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律(昭和六十一年法律第六十六号)第九条の規定に基づき、次の者に対し、連合王国において弁護士に相当する資格を取得している者として外国法事務弁護士となる資格を承認した。  
令和七年七月二十四日  
法務大臣 鈴木 韶祐  
氏名 ジヨエル・ニシャン・スレンドラ  
生年月日 千九百八十一年十一月四日  
**法務省告示配第六十七号**  
外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律(昭和六十一年法律第六十六号)第十七条第一項の規定に基づき、次の者に対し、次のとおり特定外国法を指定した。  
令和七年七月二十四日  
法務大臣 鈴木 韶祐  
一 指定を受けた者  
氏名 リツキ・アリンゴ・サボナイ  
生年月日 千九百八十五年六月二十二日  
二 指定をした特定外国法  
外國弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律第十七条第一項第一号によるもの  
アメリカ合衆国ニューヨーク州において効力を有し、又は有した法

**法務省告示配第六十八号**  
外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律(昭和六十一年法律第六十六号)第九条の規定に基づき、次の者に対し、オーストリア西オーストリア州において弁護士に相当する資格を取得している者として外国法事務弁護士となる資格を承認した。  
令和七年七月二十四日  
法務大臣 鈴木 韶祐  
氏名 コナ・アンドリュー・ミクライモン  
生年月日 千九百九十二年三月二十三日



**諸事項**

**相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告**

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の清算人を次のとおり選任した。被相続人の相続財産に対し相続権を主張する者は、催告期間満了の日までに当裁判所に申し出してください。

福岡市中央区渡辺通5丁目23番8号  
申立人 株式会社エム・アール・エフ  
本籍福岡県大野城市下大利団地21番、最後の住所福岡県筑紫野市岡田2丁目10番地2オペラハウス・Ⅱ、死亡の場所福岡県福岡市南区、死亡年月日令和6年7月2日、出生の場所熊本県球磨郡湯前町、出生年月日昭和44年11月12日、職業自営業  
被相続人 亡 林田 昭博  
事務所福岡県筑紫野市二日市中央5丁目14番17号  
相続財産清算人 司法書士 山下 佑介  
催告期間満了日 令和8年3月13日  
福岡家庭裁判所

令和7年 (家) 第7016号  
福岡県飯塚市柏の森13番地62  
申立人 御船 俊次  
本籍福岡県飯塚市上三緒347番地22、最後の住所福岡県飯塚市飯塚10番25号、死亡の場所福岡県飯塚市、死亡年月日令和7年3月12日、出生の場所福岡県嘉穂郡二瀬町、出生年月日昭和28年1月2日、職業無職  
被相続人 亡 牛嶋 恵美  
福岡県飯塚市忠隈468番地4 共栄ビル2階  
相続財産清算人 佐々木信介  
催告期間満了日 令和8年1月31日  
福岡家庭裁判所飯塚支部

令和7年 (家) 第30309号  
北海道小樽市新富町12番1号  
申立人 南小樽市場協同組合  
本籍北海道小樽市新富町28番地、最後の住所北海道小樽市奥沢1丁目17番1号有料老人ホームアイケアハウスコーナー奥沢口、死亡の場所北海道小樽市、死亡年月日令和5年6月11日、出生の場所北海道小樽市、出生年月日昭和11年1月9日、職業無職  
被相続人 亡 勝見 瓜子  
事務所札幌市中央区北1条西10丁目原田ビル3階札幌クリア法律事務所  
相続財産清算人 弁護士 南 知里  
催告期間満了日 令和8年2月5日  
札幌家庭裁判所小樽支部

令和7年 (家) 第4023号  
岩手県一関市竹山町7番2号  
申立人 一関市長 佐藤 善仁  
本籍岩手県一関市山目字館5番地2、最後の住所岩手県一関市山目字館5番地2、死亡の場所岩手県一関市、死亡年月日令和7年4月18日、出生の場所岩手県一関市、出生年月日昭和24年8月13日、職業無職  
被相続人 亡 阿部美由子  
岩手県一関市千厩町千厩字北方22番地2  
相続財産清算人 司法書士法人加藤事務所  
催告期間満了日 令和8年2月27日  
盛岡家庭裁判所一関支部

令和7年 (家) 第9020号  
秋田県にかほ市象潟町川袋字深田2番地1  
申立人 池田 理  
申立人手続代理人弁護士 高橋 重剛  
本籍秋田県由利本荘市給人町95番地9、最後の住所秋田県由利本荘市給人町95番地9、死亡の場所秋田県由利本荘市、死亡年月日令和6年12月18日、出生の場所秋田県由利郡本荘町、出生年月日昭和28年12月8日、職業会社役員  
被相続人 亡 三浦 洋一  
秋田市大町1丁目5-32-101ドリーム・K  
大町 大町法律事務所  
相続財産清算人 弁護士 込山 祐矢  
催告期間満了日 令和8年2月9日  
秋田家庭裁判所本荘支部

令和7年 (家) 第2051号  
山形市宮町1丁目11番1号  
申立人 早坂 和也  
本籍山形県村山市大字河島乙119番地、最後の住所山形県東根市温泉町2丁目5番3-5号ソーレ東根、死亡の場所山形県東根市、死亡年月日令和7年5月5日、出生の場所山形県北村山郡西郷村、出生年月日昭和11年11月8日、職業無職  
被相続人 亡 柴田美智子  
山形市城北町1丁目3番17号五十嵐法律事務所  
相続財産清算人 弁護士 五十嵐憲太郎  
催告期間満了日 令和8年2月6日  
山形家庭裁判所

## 令和7年(家)第7032号

福島市大波字反田39番地の1

申立人 伊藤 洋子

本籍福島県福島市笛谷字上町19番地、最後の住所福島市笛谷字中町8番地の1、死亡の場所福島県福島市、死亡年月日令和6年9月11日、出生の場所神奈川県横浜市神奈川区、出生年月日昭和18年4月30日、職業無職

被相続人 亡 佐藤 祥江

福島市松木町7番17号あぶくま法律事務所

相続財産清算人 弁護士 関根 未希

催告期間満了日 令和8年3月2日

福島家庭裁判所

## 令和7年(家)第7053号

福島県郡山市田村町上行合字龜河内158

申立人 塚原 孝幸

本籍福島県郡山市田村町金屋字冬室77番地2、最後の住所福島県郡山市田村町金屋字冬室77番地、死亡の場所福島県郡山市、死亡年月日令和7年3月1日頃から10日頃までの間、出生の場所福島県石川郡石川町、出生年月日昭和35年1月13日、職業不明

被相続人 亡 塚原 篤夫

事務所福島県郡山市愛宕町3番26号柾谷智徳法律事務所

相続財産清算人 弁護士 柾谷 智徳

催告期間満了日 令和8年2月20日

福島家庭裁判所郡山支部

## 令和7年(家)第2023号

千葉県市原市西国分寺台1-8-10

申立人 岸 恵

本籍群馬県太田市新田村田町2041番地5、最後の住所群馬県太田市飯田町1546番地ボレスター太田駅前サウスレジデンス203号、死亡の場所群馬県伊勢崎市、死亡年月日令和6年7月29日、出生の場所群馬県新田郡生品村、出生年月日昭和15年2月16日、職業無職

被相続人 亡 岡部トシ子

群馬県桐生市織姫町2-5 桐生地域地場産業振興センター3階 中島総合法律事務所

相続財産清算人 弁護士 中島俊太朗

催告期間満了日 令和8年2月6日

前橋家庭裁判所太田支部

## 令和7年(家)第411号

埼玉県越谷市東越谷2丁目17番地4パティオ202

申立人 特定非営利活動法人成年後見センター埼玉東部

本籍東京都墨田区横川4丁目2番地2、最後の住所埼玉県吉川市大字加藤187番地1吉川平成園、死亡の場所埼玉県吉川市、死亡年月日令和7年3月9日、出生の場所東京府東京市麹町区、出生年月日昭和3年2月22日、職業無職

被相続人 亡 三浦サト子

事務所埼玉県草加市谷塚町615番地

相続財産清算人 弁護士 関 昌央

催告期間満了日 令和8年2月13日

さいたま家庭裁判所越谷支部

## 令和7年(家)第30121号

千葉県柏市柏2丁目9番7号 アルシェ柏903

申立人 竹内 宏明

本籍東京都新宿区戸山1丁目1番地、最後の住所千葉県流山市東初石3丁目128番地の13リアンレーヴ流山、死亡の場所千葉県松戸市、死亡年月日令和6年9月29日、出生の場所東京市荒川区、出生年月日昭和18年4月12日、職業無職

被相続人 亡 萩野 泰司

事務所千葉県我孫子市本町2-3-19 西田ビル2階 あびこ法律事務所

相続財産清算人 弁護士 辻 慎也

催告期間満了日 令和8年3月3日

千葉家庭裁判所松戸支部

## 令和7年(家)第30159号

東京都中野区本町2丁目46番1号

申立人 エム・ユー・フロンティア債権回収株式会社

本籍東京都台東区上野5丁目10番地、最後の住所千葉県松戸市中矢切509番地の1、死亡の場所千葉県市川市、死亡年月日令和5年5月7日、出生の場所東京市本所区、出生年月日昭和8年12月14日、職業不明

被相続人 亡 木戸 隆吉

事務所千葉県柏市末広町5-16 エスパス柏5階G 弁護士法人やがしら支所相りバティ法律事務所

相続財産清算人 弁護士 稲田 翔平

催告期間満了日 令和8年3月2日

千葉家庭裁判所松戸支部

## 令和6年(家)第71569号

東京都千代田区神田多町2丁目6番地2グランド・ガーラ神田821号

申立人 嵩原 光夫

本籍東京都千代田区神田鍛冶町3丁目7番地1、最後の住所東京都千代田区神田多町2丁目6番地2グランド・ガーラ神田821号、死亡の場所東京都千代田区、死亡年月日令和5年5月19日、出生の場所東京市荒川区、出生年月日昭和17年1月2日、職業不詳

被相続人 亡 當間 順子

事務所東京都千代田区東神田1丁目5番2号黒崎ビル9階 わかぎ法律事務所

相続財産清算人 弁護士 有坂 秀樹

催告期間満了日 令和8年3月2日

東京家庭裁判所

## 令和7年(家)第70733号

東京都品川区南大井6丁目16番16号鈴中ビル大森3階

申立人 エレベーターコミュニケーションズ株式会社

本籍東京都台東区浅草5丁目63番、最後の住所東京都台東区浅草5丁目72番8-1301号ヴェレーナ浅草、死亡の場所東京都台東区、死亡年月日令和4年11月29日、出生の場所千葉県船橋市、出生年月日昭和42年9月29日、職業無職

被相続人 亡 市川 鉄之

事務所東京都千代田区内幸町1丁目2番2号日比谷ダイビル6階 潤見坂綜合法律事務所

相続財産清算人 弁護士 阿南 剛

催告期間満了日 令和8年3月2日

東京家庭裁判所

## 令和7年(家)第70737号

東京都荒川区荒川2丁目17番7号

申立人 山川 裕菜

本籍東京都荒川区西尾久1丁目2250番地、最後の住所東京都荒川区西尾久1丁目1番5号、死亡の場所東京都荒川区、死亡年月日令和7年3月4日、出生の場所東京都荒川区、出生年月日昭和25年7月29日、職業無職

被相続人 亡 関 美津男

事務所東京都港区東新橋1丁目1番21号今朝ビル9階辻誠法律事務所

相続財産清算人 弁護士 田村 香代

催告期間満了日 令和8年3月2日

東京家庭裁判所

## 令和7年(家)第70760号

千葉県市川市八幡1丁目1番1号

申立人 市川市

本籍東京都品川区南品川2丁目29番地、最後の住所東京都品川区東品川3丁目1番8号晴楓ホーム510、死亡の場所東京都品川区、死亡年月日令和5年3月28日、出生の場所東京都荒川区、出生年月日昭和20年7月24日、職業不明

被相続人 亡 渡邊 浩子

事務所東京都港区西新橋1丁目20番3号虎ノ門法曹ビル203号 弁護士法人日比谷パークサイド法律事務所

相続財産清算人 弁護士 木崎 雅敏

催告期間満了日 令和8年3月2日

東京家庭裁判所

## 令和7年(家)第70842号

東京都文京区千駄木3丁目46番1号 ザヴィラオン千駄木スクエア201

申立人 菅 完治

本籍群馬県邑楽郡明和町南大島1364番地、最後の住所東京都台東区谷中3丁目12番14号、死亡の場所東京都台東区、死亡年月日令和2年10月25日、出生の場所東京都本郷区、出生年月日昭和18年7月29日、職業不明

被相続人 亡 今成 金郎

事務所東京都新宿区新宿1丁目8番5号新宿御苑室町ビル5階 三宅・今井・池田法律事務所

相続財産清算人 弁護士 岩下 明弘

催告期間満了日 令和8年3月2日

東京家庭裁判所

## 令和7年(家)第70979号

東京都世田谷区野沢2丁目34番16号ハイツシノB101

申立人 古屋敷文男

本籍岩手県盛岡市本町通2丁目83番地、最後の住所東京都大田区仲六郷3丁目26番10号三恵仲六郷ハイツ105、死亡の場所東京都大田区、死亡年月日推定令和2年3月16日、出生の場所岩手県盛岡市、出生年月日昭和30年2月28日、職業不詳

被相続人 亡 古屋敷宏司

事務所東京都港区虎ノ門1丁目15番8号JLBグランエクリュ虎ノ門3階 湯浅・藤木法律特許事務所

相続財産清算人 弁護士 湯浅 知子

催告期間満了日 令和8年3月2日

東京家庭裁判所

令和7年(家)第71076号 東京都江戸川区鹿骨3丁目1番19号 申立人 先生 直美 本籍東京都杉並区阿佐谷北5丁目73番地、最後の住所東京都杉並区天沼2丁目19番6号、死亡の場所東京都杉並区、死亡年月日令和6年12月16日、出生の場所東京都東京市本所区、出生年月日昭和9年1月11日、職業無職  
被相続人 亡 大塚千恵子 事務所東京都港区赤坂4丁目7番15号陽栄光和ビル5階 光和総合法律事務所 相続財産清算人 弁護士 藤井 奏子(戸籍上の氏名小林奏子) 催告期間満了日 令和8年3月2日 東京家庭裁判所

令和7年(家)第71220号 東京都豊島区南池袋2丁目49番7号 4階 申立人 弁護士法人東京パブリック法律事務所 本籍埼玉県和光市下新倉4丁目2273番地1、最後の住所東京都板橋区成増1丁目13番17号、死亡の場所東京都板橋区、死亡年月日令和7年3月27日、出生の場所東京市板橋区、出生年月日昭和16年9月16日、職業無職  
被相続人 亡 小宮 静子 事務所東京都千代田区大手町1丁目1番2号 大手門タワー西村あさひ法律事務所・外国法共同事業 相続財産清算人 弁護士 横山兼太郎 催告期間満了日 令和8年3月2日 東京家庭裁判所

令和7年(家)第71242号 東京都港区南麻布4丁目14番1号ロイヤルパレス広尾202 申立人 倉本由紀子 本籍東京都港区芝2丁目12番地、最後の住所東京都目黒区三田2丁目10番20号 せらび恵比寿、死亡の場所東京都目黒区、死亡年月日令和7年2月4日、出生の場所東京府東京市芝区、出生年月日昭和3年2月8日、職業無職  
被相続人 亡 橋 利康 事務所東京都新宿区新宿1丁目14番3号ラタソビル4階 法律事務所 穏 相続財産清算人 弁護士 五十嵐康之 催告期間満了日 令和8年3月2日 東京家庭裁判所

令和7年(家)第71371号 東京都港区虎ノ門5-13-1 虎ノ門40Mビル2F 虎ノ門総合法律事務所 申立人 吉田 朋 本籍東京都足立区千住龍田町17番、最後の住所東京都足立区千住仲町31番6号、死亡の場所東京都東村山市、死亡年月日令和7年3月12日、出生の場所東京都荒川区、出生年月日昭和25年8月20日、職業無職  
被相続人 亡 松田 哲 事務所東京都港区虎ノ門5丁目13番1号虎ノ門40Mビル6階 名川・岡村法律事務所 相続財産清算人 弁護士 渡邊 迅 催告期間満了日 令和8年3月2日 東京家庭裁判所

令和7年(家)第40463号 神奈川県大和市下鶴間1丁目1番1号 申立人 大和市 本籍神奈川県大和市福田3334番地21、最後の住所神奈川県大和市下鶴間2丁目12番33-106号、死亡の場所神奈川県大和市、死亡年月日推定令和3年10月17日、出生の場所東京都葛飾区、出生年月日昭和31年10月17日、職業不明  
被相続人 亡 荒井 渉 事務所横浜市中区相生町4丁目75番地JTB・YN馬車道ビル4階 相続財産清算人 弁護士 井原 純子 催告期間満了日 令和8年3月17日 横浜家庭裁判所

令和7年(家)第40464号 神奈川県大和市下鶴間1丁目1番1号 申立人 大和市 本籍東京都台東区千束4丁目22番地、最後の住所神奈川県大和市中央2丁目5番14-304号、死亡の場所神奈川県大和市、死亡年月日令和4年11月10日、出生の場所東京都台東区、出生年月日昭和33年8月20日、職業不明  
被相続人 亡 福田 昌代 事務所横浜市中区南仲通3丁目35番地横浜エクセレントⅢ9階  
相続財産清算人 弁護士 中村真由美 催告期間満了日 令和8年3月17日 横浜家庭裁判所

令和7年(家)第40560号 横浜市中区太田町1丁目16番地L.A.・I.P.S.E. 902号 申立人 不在者山田惠子不在者財産管理人 押田 美緒

本籍神奈川県横浜市南区二葉町4丁目30番地、最後の住所横浜市港北区綱島東1丁目1番10-1002号、死亡の場所神奈川県横浜市港北区、死亡年月日推定令和6年8月、出生の場所神奈川県横浜市南区、出生年月日昭和38年1月14日、職業不明

被相続人 亡 山田 恵子 事務所横浜市中区太田町1丁目16番地L.A.・I.P.S.E. 902号  
相続財産清算人 弁護士 押田 美緒  
催告期間満了日 令和8年3月17日 横浜家庭裁判所

### 公示催告

次の申立人から別紙目録表示の権利について公示催告の申立てがあったので、その権利者は、下記権利の届出の終期までに当裁判所に権利を届けてください。もし下記権利の届出の終期までに権利の届出がない場合には、その権利は失権することがあります。

### 令和7年(家)第1号

愛媛県新居浜市宮原町6番20号  
申立人 政木 隆佳  
権利の届出の終期 令和7年10月1日  
令和7年7月2日 松山簡易裁判所  
(別紙) 目録  
(1)土地 上浮穴郡久万高原町中津字久主4360番  
宅地 723.17平方メートル  
(2)登記年月日番号 松山地方法務局砥部出張所明治33年3月10日受付第1088号  
(3)登記した権利の内容  
登記の目的 土地上権設定  
原因 明治33年2月10日付契約証書  
目的 建物所有  
存続期間 明治33年2月から明治63年1月迄30年間  
地代 米年2斗  
支払期 毎年12月20日  
地上権者 上浮穴郡中津村大字久主15番戸  
亀井 茲武

### 失踪に関する届出の催告

次の申立人から不在者に対し失踪宣告の申立てがあったので、不在者は、届出期間満了の日までに当裁判所に生存の届出をしてください。届出がないときは、失踪宣告を受けることになります。また、不在者の生死を知る者は、同日までにその旨当裁判所に届け出してください。

### 令和7年(家)第40号

熊本県球磨郡多良木町大字黒肥地4899番地  
申立人 豊永 實二

本籍熊本県球磨郡多良木町大字久米14番地、最後の住所熊本県球磨郡多良木町大字久米14番地

不在者 豊永シマエ  
大正10年8月6日生  
届出期間満了日 令和7年10月30日  
熊本家庭裁判所人吉支部

### 令和7年(家)第27号

熊本県球磨郡あさぎり町免田東1922-76  
申立人 中神 正美  
本籍鹿児島県鹿屋市串良町下小原4710番地、最後の住所鹿児島県曾於郡大崎町永吉4235番地3  
不在者 松岡セツ子  
昭和16年12月31日生  
届出期間満了日 令和7年10月27日  
鹿児島家庭裁判所鹿屋支部

### 令和7年(家)第111号

沖縄県中頭郡西原町内間106-7  
申立人 仲里 彦一  
本籍沖縄県島尻郡南風原町字新川46番地、最後の住所沖縄県島尻郡南風原町字新川46番地  
不在者 仲里 盛勇  
昭和8年12月28日生  
届出期間満了日 令和7年11月4日  
那覇家庭裁判所

### 令和7年(家)第73号

福島県田村市滝根町菅谷字沖田39番地2  
申立人 郡司トモ子  
本籍福島県田村市滝根町菅谷字作田下235番地、最後の住所福島県田村市滝根町菅谷字作田下235番地  
不在者 佐藤謙一郎  
昭和22年11月3日生  
届出期間満了日 令和7年10月29日  
福島家庭裁判所郡山支部

### 令和7年(家)第90号

群馬県渋川市半田1728番地  
申立人 木村 路子  
本籍群馬県渋川市半田1728番地、最後の住所群馬県渋川市半田1728番地  
不在者 並木 均  
昭和32年6月14日生  
届出期間満了日 令和7年11月4日  
前橋家庭裁判所

## 失踪宣告

## 令和6年(家)第879号

本籍東京都台東区谷中7丁目30番地、最後の住所青森県三沢市六川目3丁目827番地1号  
不在者 戸館 治子  
昭和23年7月3日生  
令和7年6月28日失踪宣告審判確定

さいたま家庭裁判所裁判所書記官

## 令和6年(家)第6218号

本籍岩手県盛岡市愛宕町34番地、最後の住所東京都葛飾区東四つ木3丁目34番15号鈴木荘103  
不在者 柴内 章司  
昭和23年12月16日生  
令和7年6月28日失踪宣告審判確定

東京家庭裁判所裁判所書記官

## 令和6年(家)第2870号

本籍東京都八王子市元八王子町2丁目1444番地、最後の住所東京都日野市平山6丁目10番地の47 コーポサンライズ207  
不在者 小島 信幸  
昭和60年9月27日生  
令和7年6月28日失踪宣告審判確定

東京家庭裁判所立川支部裁判所書記官

## 令和6年(家)第2237号

本籍神奈川県藤沢市石川5丁目9番地16、最後の住所神奈川県藤沢市湘南台4丁目32番地の2サンテラス湘南102号室  
不在者 安藤 作男  
昭和12年2月22日生  
令和7年6月28日失踪宣告審判確定

横浜家庭裁判所裁判所書記官

## 令和6年(家)第2334号

本籍兵庫県高砂市高砂町1054番地、最後の住所横浜市南区以下不詳  
不在者 岡野 盛彦  
昭和22年1月8日生  
令和7年6月26日失踪宣告審判確定

横浜家庭裁判所裁判所書記官

## 破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

## 令和7年(フ)第4780号

東京都中野区江原町1丁目18番9号

債務者 宮治通信工業株式会社  
代表者代表取締役 宮治 誠人

- 1 決定年月日時 令和7年7月14日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 大澤加奈子
- 4 破産債権の届出期間 令和7年8月12日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月10日午前11時

東京地方裁判所民事第20部

## 令和7年(フ)第3号

長野県小諸市己139番地1

債務者 有限会社ファインモールド  
代表者代表取締役 亡今屋敷光男

- 1 決定年月日時 令和7年7月14日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 大草 貞嗣
- 4 破産債権の届出期間 令和7年8月13日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月1日午前11時30分

長野地方裁判所佐久支部

## 令和7年(フ)第62号

岐阜県多治見市旭ヶ丘10丁目6番地の66

債務者 株式会社アイピー

代表者代表取締役 勝部 治

- 1 決定年月日時 令和7年7月14日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 渡辺 慎也
- 4 破産債権の届出期間 令和7年8月13日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月5日午前10時30分

岐阜地方裁判所多治見支部

## 令和7年(フ)第1157号

名古屋市東区芳野1丁目18番7号

債務者 株式会社 f i t

代表者代表取締役 中原 悠道

- 1 決定年月日時 令和7年7月14日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 田中 紀子

- 4 破産債権の届出期間 令和7年8月14日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月22日午前11時

名古屋地方裁判所民事第2部

## 令和7年(フ)第196号

愛知県豊橋市飯村町字高山10番地の16

債務者 梅村アルミ工業株式会社

代表者代表取締役 梅村 政詳

- 1 決定年月日時 令和7年7月14日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 菊地令比等
- 4 破産債権の届出期間 令和7年8月14日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月10日午前11時

名古屋地方裁判所豊橋支部

## 令和7年(フ)第58号

福岡県嘉麻市嘉穂才田1652番地1

債務者 有限会社坂本工業

代表者代表取締役 坂本 洋

- 1 決定年月日時 令和7年7月14日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 枝田 晃久
- 4 破産債権の届出期間 令和7年8月14日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月20日午前11時

福岡地方裁判所飯塚支部民事部

## 令和7年(フ)第4817号

東京都港区新橋2丁目16番1

債務者 株式会社 J S ファンダリ

代表者代表取締役 酒井 明彦

- 1 決定年月日時 令和7年7月14日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 高尾和一郎
- 4 破産債権の届出期間 令和7年8月18日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月18日午後2時30分

東京地方裁判所民事第20部

## 令和7年(フ)第1698号

横浜市中区尾上町6丁目87番1

債務者 株式会社ダイムラー・コーポレーション  
代表者仮取締役 小木 正和

- 1 決定年月日時 令和7年7月15日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。

3 破産管財人 弁護士 佐伯 昭彦

- 4 破産債権の届出期間 令和7年8月18日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年12月10日午後2時30分

横浜地方裁判所第3民事部

## 令和7年(フ)第139号

愛知県一宮市北方町北方字狐塚郷203番地

債務者 有限会社ラインアート

代表者取締役 脇田 靖人

- 1 決定年月日時 令和7年7月14日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。

3 破産管財人 弁護士 平井 朝

- 4 破産債権の届出期間 令和7年8月18日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月5日午前11時30分

名古屋地方裁判所一宮支部

## 令和7年(フ)第223号

静岡県浜松市中央区湖東町3447番地

債務者 有限会社宮本肥料店

代表者取締役 宮本 年康

- 1 決定年月日時 令和7年7月15日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。

3 破産管財人 弁護士 岸田 真穂

- 4 破産債権の届出期間 令和7年8月19日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月15日午後2時

静岡地方裁判所浜松支部破産係

## 令和7年(フ)第1125号

東京都国分寺市西恋ヶ窪4丁目24番地1

債務者 株式会社G-BRIGH

代表者代表取締役 日下部良明

- 1 決定年月日時 令和7年7月14日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。

3 破産管財人 弁護士 鈴木 匡

- 4 破産債権の届出期間 令和7年8月25日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月14日午後2時15分

東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和7年(フ)第176号 岡山県倉敷市水島東栄町11番5号 債務者 株式会社タカハシカメラ 代表者代表取締役 高橋 廣道 1 決定年月日時 令和7年7月15日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 濱田 弘 4 破産債権の届出期間 令和7年8月29日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月9日午前10時 岡山地方裁判所倉敷支部破産係	令和7年(フ)第295号 大分県別府市大字野田585番地1 債務者 社会福祉法人貴船会 代表者理事長 樽谷 壽生 1 決定年月日時 令和7年7月14日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 河野 哲 4 破産債権の届出期間 令和7年8月25日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月20日午後1時30分 6 破産法204条1項2号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し5記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。 大分地方裁判所民事第1部破産再生係	令和7年(フ)第2870号 大阪府箕面市桜井3丁目7番22号 債務者 株式会社M T M 代表者代表取締役 三木 博 1 決定年月日時 令和7年7月14日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 奥村 昌裕 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月2日午後2時50分 大阪地方裁判所第6民事部	1 決定年月日時 令和7年7月14日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 中村 葉子 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月8日午前10時 京都地方裁判所第5民事部破産係
令和7年(フ)第77号 茨城県筑西市宇田谷川乙1036番地 債務者 有限会社ビジネスホテル山太 代表者取締役 岩崎 良一 1 決定年月日時 令和7年7月14日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 関 健太郎 4 破産債権の届出期間 令和7年9月12日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月25日午前10時 水戸地方裁判所下妻支部	令和7年(フ)第587号 神戸市中央区海岸通2丁目2番3号 債務者 株式会社ループロジスティクス 代表者代表取締役 今石 雄介 1 決定年月日時 令和7年7月14日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 法人 神戸シティ法律事務所 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月17日午後2時30分 神戸地方裁判所第3民事部	令和7年(フ)第3062号 大阪市淀川区田川3丁目1番9号 債務者 アンジップ株式会社 代表者代表取締役 高良 旺慈 1 決定年月日時 令和7年7月14日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 村井 恵美 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月2日午後1時40分 大阪地方裁判所第6民事部	1 決定年月日時 令和7年7月11日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 小林 靖子 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月9日午前10時 神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係
令和7年(フ)第41号 栃木県那須塩原市東赤田387番地7 債務者 合同会社ドリームロード道夢 代表者代表社員 田部井賛一 1 決定年月日時 令和7年7月11日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 園部 秀雄 4 破産債権の届出期間 令和7年9月12日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月25日午前11時15分 宇都宮地方裁判所大田原支部	令和7年(フ)第472号 北九州市小倉北区白銀1丁目10番15号 債務者 株式会社新成工業 代表者代表取締役 湯田 晴久 1 決定年月日時 令和7年7月14日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 犬飼 俊哉 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月6日午後1時30分 福岡地方裁判所小倉支部第1民事部	令和7年(フ)第573号 広島市中区立町6番11号 債務者 株式会社空華 代表者代表取締役 高田 信幸 1 決定年月日時 令和7年7月14日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 高田 健司 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月10日午後1時30分 広島地方裁判所民事第4部	1 決定年月日時 令和7年7月15日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 高田 健司 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月10日午後1時30分 金沢地方裁判所民事部
令和7年(フ)第1094号 さいたま市桜区桜田3丁目3番1号 債務者 有限会社高知尾商店 代表者取締役 北林 隆 1 決定年月日時 令和7年7月11日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 杉村 洋維 4 破産債権の届出期間 令和7年9月12日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月20日午前10時30分 さいたま地方裁判所第3民事部破産係	令和7年(フ)第719号 京都府向日市向日町北山3番地 債務者 株式会社矢尾卯 代表者代表取締役 須田 重正 1 決定年月日時 令和7年7月14日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 松浦由加子 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月1日午後1時15分 京都地方裁判所第5民事部破産係	令和7年(フ)第700号 京都市中京区新町通錦小路下る小結棚町435 ジエイ・プライド四条烏丸601 債務者 F l a m i n g J u n e 合同会社 代表者代表社員 下島 満 1 決定年月日時 令和7年7月14日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 三島 祥悟 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月8日午前10時45分 京都地方裁判所第5民事部破産係	1 決定年月日時 令和7年7月14日午後2時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 小谷 隆幸 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月14日午前10時 大阪地方裁判所堺支部破産係
令和7年(フ)第735号 京都市伏見区向島西堤町59-1 債務者 株式会社S E K A I 重量 代表者代表取締役 田口 耕治 1 決定年月日時 令和7年7月14日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 佐々木 翔 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月15日午後3時 さいたま地方裁判所川越支部	令和7年(フ)第499号 東京都板橋区東山町52番18号 債務者 株式会社光邦 代表者代表取締役 佐々木邦之 1 決定年月日時 令和7年7月14日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 佐々木 翔 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月15日午後3時 さいたま地方裁判所川越支部	1 決定年月日時 令和7年7月14日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 中村 葉子 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月8日午前10時 京都地方裁判所第5民事部破産係	1 決定年月日時 令和7年7月14日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 中村 葉子 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月8日午前10時 京都地方裁判所第5民事部破産係

**令和7年(フ)第135号**  
愛知県丹羽郡大口町外坪1丁目188番地  
債務者 株式会社菊八重会  
代表者代表取締役 照井 力男  
1 決定年月日時 令和7年7月14日午後4時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
3 破産管財人 弁護士 秋田 智弘  
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月15日午前11時  
名古屋地方裁判所一宮支部

**令和7年(フ)第1011号**  
東京都世田谷区深沢4丁目7番29-201号  
債務者 株式会社a r i a k e  
代表者代表取締役 中村 章一  
1 決定年月日時 令和7年7月14日午後4時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
3 破産管財人 弁護士 前田 八郎  
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月16日午前11時  
横浜地方裁判所第3民事部

**令和7年(フ)第780号**  
仙台市若林区木ノ下2丁目11番22号  
債務者 株式会社B. O. E  
代表者代表取締役 戸水 誠治  
1 決定年月日時 令和7年7月14日午後5時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
3 破産管財人 弁護士 竹内 豊  
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月17日午前11時  
仙台地方裁判所第4民事部破産係

**令和7年(フ)第126号**  
愛知県新城市豊島字竜谷5番地の10  
債務者 有限会社泰匠  
代表者取締役 野村 直巳  
1 決定年月日時 令和7年7月11日午後5時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
3 破産管財人 弁護士 菅生 剛弘  
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月20日午後1時50分  
名古屋地方裁判所豊橋支部

**令和7年(フ)第127号**  
愛知県新城市川田字本宮道58番地4  
債務者 株式会社N. A. O s t y l e  
代表者代表取締役 野村 直巳

1 決定年月日時 令和7年7月11日午後5時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
3 破産管財人 弁護士 菅生 剛弘  
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月20日午後1時50分  
名古屋地方裁判所豊橋支部

**令和7年(フ)第195号**  
北海道上川郡当麻町1247番地  
債務者 トウマ電子工業株式会社  
代表者代表取締役 只野 憲弥  
1 決定年月日時 令和7年7月14日午後4時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
3 破産管財人 弁護士 富川 泰志  
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月22日午後4時  
旭川地方裁判所民事部

**令和7年(フ)第196号**  
北海道旭川市二条通3丁目260番地の2  
債務者 株式会社トウマ生活向上企画  
代表者代表取締役 只野 憲弥  
1 決定年月日時 令和7年7月14日午後4時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
3 破産管財人 弁護士 富川 泰志  
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月22日午後4時  
旭川地方裁判所民事部

**令和7年(フ)第1196号**  
横浜市西区北幸2丁目10番48号むつみビル3階  
債務者 株式会社R e p r o d u c t i o n  
代表者代表取締役 市川 敦史  
1 決定年月日時 令和7年7月14日午後4時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
3 破産管財人 弁護士 桑原 康孝  
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月23日午前11時50分  
横浜地方裁判所第3民事部

**令和7年(フ)第231号**  
香川県高松市川部町462番地4  
債務者 株式会社谷口工務店  
代表者代表取締役 谷口 二郎  
1 決定年月日時 令和7年7月15日午前9時30分  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
3 破産管財人 弁護士 堀井 実  
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月5日午前11時  
高松地方裁判所民事部破産・再生係

**令和7年(フ)第232号**  
香川県高松市川部町462番地  
債務者 有限会社リッジ・ホーム・プロジェクト  
代表者取締役 谷口 二郎  
1 決定年月日時 令和7年7月15日午前9時30分  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
3 破産管財人 弁護士 堀井 実  
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月5日午前11時  
高松地方裁判所民事部破産・再生係

**令和7年(フ)第507号**  
北九州市小倉北区浅野2丁目14番1号 KM Mビル220号室  
債務者 株式会社日本プロポーションアカデミー  
代表者代表取締役 深田 雄三  
1 決定年月日時 令和7年7月14日午後2時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
3 破産管財人 弁護士 河合 勇治  
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月21日午後2時  
福岡地方裁判所小倉支部第1民事部

**令和7年(フ)第508号**  
北九州市小倉北区紺屋町13番1号  
債務者 株式会社小倉プロポーションアカデミー  
代表者代表取締役 深田 雄三  
1 決定年月日時 令和7年7月14日午後2時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
3 破産管財人 弁護士 河合 勇治  
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月21日午後2時  
福岡地方裁判所小倉支部第1民事部

**令和7年(フ)第509号**  
北九州市小倉北区浅野2丁目14番1号 KM Mビル220号室  
債務者 フカダ事業協同組合  
代表者代表理事 深田 雄三  
1 決定年月日時 令和7年7月14日午後2時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
3 破産管財人 弁護士 河合 勇治  
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月21日午後2時  
福岡地方裁判所小倉支部第1民事部

**破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間**  
次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

**令和7年(フ)第50号**  
新潟県妙高市関川町2丁目7番13号  
債務者 長澤 秀和  
1 決定年月日時 令和7年7月14日午後5時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
3 破産管財人 弁護士 堀井 実  
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月5日午前11時  
高松地方裁判所民事部破産・再生係

**令和7年(フ)第85号**  
鳥取県鳥取市賀露町西3丁目1番21-303号  
アイズ・ブラック・オブ・フラツ、旧住所  
鳥取県鳥取市立川町6丁目234番地 市住1-5号  
債務者 國本 墾  
1 決定年月日時 令和7年7月15日午前10時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
3 破産管財人 弁護士 磯部 紗希  
4 破産債権の届出期間 令和7年8月14日まで  
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月30日午前11時  
6 破産法204条1項2号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し5記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。

7 免責意見申述期間 令和7年9月8日まで  
新潟地方裁判所高田支部

**令和7年(フ)第85号**  
鳥取県鳥取市賀露町西3丁目1番21-303号  
アイズ・ブラック・オブ・フラツ、旧住所  
鳥取県鳥取市立川町6丁目234番地 市住1-5号  
債務者 國本 墾  
1 決定年月日時 令和7年7月15日午前10時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
3 破産管財人 弁護士 磯部 紗希  
4 破産債権の届出期間 令和7年8月14日まで  
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月30日午前11時  
6 破産法204条1項2号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し5記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。

7 免責意見申述期間 令和7年9月24日まで  
鳥取地方裁判所民事部

**令和7年(フ)第3187号**  
大阪市平野区加美鞍作2丁目4番13号  
債務者 中野夏男こと LEE HANAM  
李 夏男  
1 決定年月日時 令和7年7月14日午後3時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
3 破産管財人 弁護士 森本 純  
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告  
の期日 令和7年9月4日午後2時30分  
5 免責意見申述期間 令和7年9月1日まで  
大阪地方裁判所第6民事部

**令和7年(フ)第355号**  
北九州市八幡東区帆柱3丁目1番1-401号  
債務者 宗野 善之  
1 決定年月日時 令和7年7月15日午前11時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
3 破産管財人 弁護士 原田 美紀  
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告  
の期日 令和7年9月16日午後2時30分  
5 免責意見申述期間 令和7年9月2日まで  
福岡地方裁判所小倉支部第1民事部

**令和7年(フ)第164号**  
鹿児島市鴨池2丁目12番22号 MARIN.  
I 105号  
債務者 重田 成美  
1 決定年月日時 令和7年7月11日午後4時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
3 破産管財人 弁護士 山本翔太郎  
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告  
の期日 令和7年9月9日午前10時30分  
5 免責意見申述期間 令和7年9月2日まで  
鹿児島地方裁判所民事第3部破産係

**令和7年(フ)第473号**  
北九州市門司区寺内3丁目3番2号、前住所  
北九州市小倉北区黒原3丁目13番18-2号  
債務者 湯田 晴久  
1 決定年月日時 令和7年7月14日午後3時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
3 破産管財人 弁護士 平尾 真吾  
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告  
の期日 令和7年9月17日午後3時30分  
5 免責意見申述期間 令和7年9月3日まで  
福岡地方裁判所小倉支部第1民事部

**令和7年(フ)第192号**  
岡山県倉敷市水島東栄町11番5号  
債務者 高橋 仁美  
1 決定年月日時 令和7年7月15日午前10時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
3 破産管財人 弁護士 濱田 弘

4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告  
の期日 令和7年10月9日午前10時  
5 免責意見申述期間 令和7年9月5日まで  
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

**令和7年(フ)第149号**  
群馬県藤岡市岡之郷703番地1 長竹アパートC、前住所群馬県藤岡市下戸塚379番地  
債務者 中山 好文  
1 決定年月日時 令和7年7月14日午前10時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
3 破産管財人 弁護士 五十嵐太郎  
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告  
の期日 令和7年11月10日午前11時30分  
5 免責意見申述期間 令和7年9月8日まで  
前橋地方裁判所高崎支部

**令和7年(フ)第68号**  
鹿児島県出水市知識町401番地6  
債務者 杉本 瞳  
1 決定年月日時 令和7年7月14日午後1時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
3 破産管財人 弁護士 河口友一朗  
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告  
の期日 令和7年9月16日午前11時45分  
5 免責意見申述期間 令和7年9月9日まで  
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

**令和7年(フ)第254号**  
鹿児島県日置市吹上町永吉13510番地1  
債務者 野元 亜紀  
1 決定年月日時 令和7年7月11日午前11時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
3 破産管財人 弁護士 平野 一哉  
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告  
の期日 令和7年9月17日午後1時30分  
5 免責意見申述期間 令和7年9月10日まで  
鹿児島地方裁判所民事第3部破産係

**令和7年(フ)第2792号**  
大阪市北区西天満5丁目8番1-701号  
債務者 古賀 翔太  
1 決定年月日時 令和7年7月14日午後3時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
3 破産管財人 弁護士 小林 雅彦  
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告  
の期日 令和7年9月25日午後1時50分  
5 免責意見申述期間 令和7年9月11日まで  
大阪地方裁判所第6民事部

**令和7年(フ)第388号**  
北九州市八幡西区青山2丁目10番50-302号  
債務者 森山塗装こと 森山 弘士

1 決定年月日時 令和7年7月15日午前11時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
3 破産管財人 弁護士 小林 健一  
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告  
の期日 令和7年9月25日午後2時  
5 免責意見申述期間 令和7年9月12日まで  
福島地方裁判所

**令和6年(フ)第260号**  
三重県津市河芸町一色273-2 レオパレス  
みもざ105、住民票上の住所三重県津市河芸  
町一色2634番地5  
債務者 中村 大也  
1 決定年月日時 令和7年7月14日午前10時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
3 破産管財人 弁護士 田中 三貴  
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告  
の期日 令和7年10月29日午前10時  
5 免責意見申述期間 令和7年9月12日まで  
津地方裁判所破産係

**令和7年(フ)第101号**  
岡山市南区洲崎2丁目11番1-4号 プロム  
ナード洲崎1号館113号室  
債務者 奥村みのり(旧姓木多)  
1 決定年月日時 令和7年7月14日午前11時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
3 破産管財人 弁護士 原田 幸治  
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告  
の期日 令和7年10月27日午前11時  
5 免責意見申述期間 令和7年9月12日まで  
仙台地方裁判所第4民事部破産係

**令和7年(フ)第781号**  
仙台市若林区木ノ下2丁目11番22号  
債務者 戸水 誠治  
1 決定年月日時 令和7年7月14日午後5時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
3 破産管財人 弁護士 竹内 豊  
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告  
の期日 令和7年10月17日午前11時5分  
5 免責意見申述期間 令和7年9月12日まで  
仙台地方裁判所第4民事部破産係

**令和7年(フ)第792号**  
仙台市宮城野区原町6丁目2番20号 アメニ  
ティ原町107  
債務者 大熊 錠治  
1 決定年月日時 令和7年7月14日午前11時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
3 破産管財人 弁護士 千葉 展浩  
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告  
の期日 令和7年10月17日午後2時  
5 免責意見申述期間 令和7年9月12日まで  
仙台地方裁判所第4民事部破産係

**令和7年(フ)第88号**  
福島県伊達郡桑折町字西段10番地の16  
債務者 工藤 美友  
1 決定年月日時 令和7年7月14日午後1時30  
分  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
3 破産管財人 弁護士 大原 太輔  
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告  
の期日 令和7年10月15日午後2時  
5 免責意見申述期間 令和7年9月12日まで  
福島地方裁判所

**令和7年(フ)第563号**  
広島市安佐南区山本新町1丁目1番1-203  
号  
債務者 折口 信幸  
1 決定年月日時 令和7年7月14日午後5時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
3 破産管財人 弁護士 大原 太輔  
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告  
の期日 令和7年10月1日午後1時30分  
5 免責意見申述期間 令和7年9月12日まで  
広島地方裁判所民事第4部

## 令和7年(フ)第574号

広島市西区三滝本町1丁目35番27号

債務者 高田 信幸

- 1 決定年月日時 令和7年7月14日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 犬飼 俊哉
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月6日午後1時30分
- 5 免責意見申述期間 令和7年9月12日まで

広島地方裁判所民事第4部

## 令和7年(フ)第13号

北海道日高郡新ひだか町東静内54番地の22

債務者 峰村 光正

- 1 決定年月日時 令和7年7月14日午前11時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 倉見慎太郎
- 4 免責意見申述期間 令和7年9月8日まで

札幌地方裁判所浦河支部破産係

## 破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

## 令和7年(フ)第1137号

名古屋市北区金城1丁目2番2-215号 たなばた住宅、従前の住所名古屋市北区若鶴町266番地の2

債務者 鈴木 拓磨

- 1 決定年月日時 令和7年7月11日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年8月29日まで

名古屋地方裁判所民事第2部

## 令和7年(フ)第1148号

名古屋市中区新栄3丁目5番2号 チサトハイツ4F号

債務者 牧内 春菜

- 1 決定年月日時 令和7年7月11日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年8月29日まで

名古屋地方裁判所民事第2部

## 令和7年(フ)第1299号

名古屋市中村区鳥森町5丁目76番地 アムール白浜202号

債務者 伊藤 哲也

- 1 決定年月日時 令和7年7月11日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年8月29日まで

名古屋地方裁判所民事第2部

## 令和7年(フ)第1360号

愛知県日進市栄3丁目1103番地

債務者 中川 健文

- 1 決定年月日時 令和7年7月11日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年8月29日まで

名古屋地方裁判所民事第2部

## 令和7年(フ)第1388号

名古屋市港区十一屋2丁目85番地の1 やまとぶき

債務者 近藤 真也

- 1 決定年月日時 令和7年7月11日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年8月29日まで

名古屋地方裁判所民事第2部

## 令和7年(フ)第1395号

名古屋市名東区高社2丁目101番地 ホワイトヒルズ一社306号

債務者 加藤 美保

- 1 決定年月日時 令和7年7月11日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年8月29日まで

名古屋地方裁判所民事第2部

## 令和7年(フ)第1434号

愛知県清須市桃栄3丁目148番地 ルミエル桃栄202、従前の住所愛知県清須市東外町43番地 コーポ須ヶ口201

債務者 西片 一将

- 1 決定年月日時 令和7年7月11日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年8月29日まで

名古屋地方裁判所民事第2部

## 令和7年(フ)第1478号

名古屋市北区山田4丁目10番81号 市営新山田北荘309号

債務者 中山 聖水

- 1 決定年月日時 令和7年7月11日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年8月29日まで

名古屋地方裁判所民事第2部

## 令和7年(フ)第184号

函館市陣川町110番地248 陣川播磨アパート202号室

債務者 森 舞華

- 1 決定年月日時 令和7年7月14日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年9月1日まで

函館地方裁判所

## 令和7年(フ)第200号

北海道久遠郡せたな町北檜山区北檜山227番地31

債務者 鈴木 一浩

- 1 決定年月日時 令和7年7月14日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年9月1日まで

函館地方裁判所

## 令和7年(フ)第214号

函館市山の手3-43-7リビングタウン山の手G-102、住民票上の住所北海道茅部郡森町字赤井川199番地11

債務者 日影館友紀

- 1 決定年月日時 令和7年7月14日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年9月1日まで

函館地方裁判所

## 令和7年(フ)第240号

函館市湯浜町6番18号 コーポ智N.O. 2 1階左

債務者 出村 友和

- 1 決定年月日時 令和7年7月14日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年9月1日まで

函館地方裁判所

## 令和7年(フ)第247号

函館市八幡町4番35号 フォレストパーク八幡1階B

債務者 藤田登美子

- 1 決定年月日時 令和7年7月14日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年9月1日まで

函館地方裁判所

## 令和7年(フ)第123号

山形県寒河江市本楯3丁目131番地の9 チェリーピアA2棟110、前住所山形県寒河江市ほなみ3丁目1番地の3 エムズ プロムナード204

債務者 安孫子 智

- 1 決定年月日時 令和7年7月14日午後2時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年9月1日まで

山形地方裁判所民事部

<p><b>令和7年(フ)第60号</b>  山形県米沢市杉の目町3029番地の6 せいの  ハイツ103号室  債務者 白石 歩実(旧姓加藤)  1 決定年月日時 令和7年7月14日午前10時  2 主文 債務者について破産手続を開始する。  本件破産手続を廃止する。  3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  4 免責意見申述期間 令和7年9月1日まで  山形地方裁判所米沢支部  <b>令和7年(フ)第64号</b>  山形県米沢市福田町1丁目2番20号、前住所  山形県長井市清水町1丁目19番16号  債務者 松田 裕平  1 決定年月日時 令和7年7月14日午前10時  2 主文 傾務者について破産手続を開始する。  本件破産手続を廃止する。  3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  4 免責意見申述期間 令和7年9月1日まで  山形地方裁判所米沢支部  <b>令和7年(フ)第103号</b>  埼玉県川口市桜町5丁目7番42号 ボヌール  A棟102号  債務者 北野 香  1 決定年月日時 令和7年7月10日午後5時  2 主文 傾務者について破産手続を開始する。  本件破産手続を廃止する。  3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  4 免責意見申述期間 令和7年9月3日まで  さいたま地方裁判所第3民事部破産係  <b>令和7年(フ)第113号</b>  さいたま市南区内谷5丁目23番7号 クレス  ト北戸田103  債務者 青柳 淑士  1 決定年月日時 令和7年7月10日午後5時  2 主文 傾務者について破産手続を開始する。  本件破産手続を廃止する。  3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  4 免責意見申述期間 令和7年9月3日まで  さいたま地方裁判所第3民事部破産係</p>	<p><b>令和7年(フ)第338号</b>  愛知県高浜市芳川町2丁目6番地3、前住所  愛知県碧南市向陽町3丁目36番地1 アンブ  ルールリーブルC o t o n 101号  債務者 坪井 明奈(旧姓浅岡・泉)  1 決定年月日時 令和7年7月11日午後5時  2 主文 傾務者について破産手続を開始する。  本件破産手続を廃止する。  3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  4 免責意見申述期間 令和7年9月3日まで  名古屋地方裁判所岡崎支部破産係  <b>令和7年(フ)第972号</b>  代替住所A(旧住所 神奈川県愛甲郡清川村  煤ヶ谷3792番地の14)  債務者 森 美樹  1 決定年月日時 令和7年7月11日午後5時  2 主文 傾務者について破産手続を開始する。  本件破産手続を廃止する。  3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  4 免責意見申述期間 令和7年9月4日まで  さいたま地方裁判所第3民事部破産係  <b>令和7年(フ)第1101号</b>  埼玉県川口市並木3丁目15番7-804号 レ  クセルプラザ西川口  債務者 柳 連花  1 決定年月日時 令和7年7月11日午後5時  2 主文 傾務者について破産手続を開始する。  本件破産手続を廃止する。  3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  4 免責意見申述期間 令和7年9月4日まで  さいたま地方裁判所第3民事部破産係  <b>令和7年(フ)第1102号</b>  埼玉県川口市西青木5丁目5番6-305号  コープ野村青木町公園  債務者 林 恵蘭  1 決定年月日時 令和7年7月11日午後5時  2 主文 傾務者について破産手続を開始する。  本件破産手続を廃止する。  3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  4 免責意見申述期間 令和7年9月4日まで  さいたま地方裁判所第3民事部破産係  <b>令和7年(フ)第206号</b>  埼玉県熊谷市拾六間778番地2 永田マン  ション301  債務者 新井美代子</p>	<p><b>令和7年(フ)第1148号</b>  さいたま市緑区大間木2丁目5番地16 ケヤ  キ俱楽部大間木  債務者 飯田 実  1 決定年月日時 令和7年7月11日午後5時  2 主文 傾務者について破産手続を開始する。  本件破産手続を廃止する。  3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  4 免責意見申述期間 令和7年9月4日まで  さいたま地方裁判所熊谷支部  <b>令和7年(フ)第208号</b>  埼玉県羽生市大字上川俣821番地1 コモ  ド・カーサ203  債務者 田口 哲史  1 決定年月日時 令和7年7月11日午後5時  2 主文 傾務者について破産手続を開始する。  本件破産手続を廃止する。  3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  4 免責意見申述期間 令和7年9月4日まで  さいたま地方裁判所熊谷支部  <b>令和7年(フ)第196号</b>  埼玉県越谷市宮本町5丁目108番地4 フジ  ハイツ1203  債務者 大野 恵(旧姓柳田)  1 決定年月日時 令和7年7月11日午後5時  2 主文 傾務者について破産手続を開始する。  本件破産手続を廃止する。  3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  4 免責意見申述期間 令和7年9月4日まで  さいたま地方裁判所越谷支部破産係  <b>令和7年(フ)第433号</b>  埼玉県草加市稻荷3丁目7番6-301号  債務者 西岡 和昭  1 決定年月日時 令和7年7月11日午後5時  2 主文 傾務者について破産手続を開始する。  本件破産手続を廃止する。  3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  4 免責意見申述期間 令和7年9月4日まで  東京地方裁判所立川支部民事第4部  <b>令和7年(フ)第1160号</b>  東京都青梅市新町8丁目10番地の8新町ハイ  ツ  債務者 榎山 裕一  1 決定年月日時 令和7年7月11日午後5時  2 主文 傾務者について破産手続を開始する。  本件破産手続を廃止する。  3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  4 免責意見申述期間 令和7年9月4日まで  東京地方裁判所立川支部民事第4部  <b>令和7年(フ)第856号</b>  札幌市中央区南14条西14丁目2番26-103号  債務者 石山 里美  1 決定年月日時 令和7年7月11日午後4時  2 主文 傾務者について破産手続を開始する。  本件破産手続を廃止する。  3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  4 免責意見申述期間 令和7年9月5日まで  札幌地方裁判所民事第4部</p>
--	--	--

令和7年（フ）第882号	札幌市厚別区厚別中央1条2丁目10番4-303号 債務者 松原かがり 1 決定年月日時 令和7年7月11日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月5日まで 札幌地方裁判所民事第4部
令和7年（フ）第894号	札幌市白石区北郷3条3丁目10番13号 コーポ渡辺 債務者 濱田 雄真 1 決定年月日時 令和7年7月11日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月5日まで 札幌地方裁判所民事第4部
令和7年（フ）第957号	札幌市豊平区月寒東5条7丁目2番13号 メゾンドジャパン201号 債務者 小林廉ノ介 1 決定年月日時 令和7年7月11日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月5日まで 札幌地方裁判所民事第4部
令和7年（フ）第968号	札幌市西区八軒5条西10丁目1番5-204号 債務者 加賀 英敏 1 決定年月日時 令和7年7月11日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月5日まで 札幌地方裁判所民事第4部

令和7年（フ）第973号	札幌市東区北40条東5丁目1番9号 イーストポイント405-203号 債務者 濱岡 韶 1 決定年月日時 令和7年7月11日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月5日まで 札幌地方裁判所民事第4部
令和7年（フ）第985号	北海道江別市大麻扇町4番地の4 レオパレスモンマルトルの丘111号室 債務者 新名 健二 1 決定年月日時 令和7年7月11日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月5日まで 札幌地方裁判所民事第4部
令和7年（フ）第991号	札幌市中央区北3条西23丁目1番23号 カピテヌ円山316号室、住民票上の住所札幌市中央区南7条西25丁目6番18-206号 債務者 岡田亞莉紗 1 決定年月日時 令和7年7月11日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月5日まで 札幌地方裁判所民事第4部
令和7年（フ）第25号	北海道根室市平内町2丁目18番地 高杉アパート 2F 債務者 高谷 裕次 1 決定年月日時 令和7年7月11日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月5日まで 釧路地方裁判所根室支部
令和7年（フ）第155号	群馬県高崎市足門町1626番地1 コーポ福田B102号 債務者 星野 君江 1 決定年月日時 令和7年7月11日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月5日まで 前橋地方裁判所高崎支部
令和7年（フ）第162号	群馬県安中市原市1867番地1 グループホーム原市、前住所群馬県安中市安中3丁目22番37号 ゆづの家 債務者 石倉 克己 1 決定年月日時 令和7年7月11日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月5日まで 前橋地方裁判所高崎支部
令和7年（フ）第59号	岐阜県多治見市旭ヶ丘8丁目29番地の3 県営住宅A1535 債務者 佐藤 礼奈 1 決定年月日時 令和7年7月11日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月5日まで 岐阜地方裁判所多治見支部
令和7年（フ）第187号	静岡県浜松市中央区篠ヶ瀬町969番地 七ジュール969A-102 債務者 小崎 美香 1 決定年月日時 令和7年7月14日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月5日まで 静岡地方裁判所浜松支部破産係
令和7年（フ）第15号	京都府舞鶴市字引土171番地1 債務者 笹治 敏昭 1 決定年月日時 令和7年7月11日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月5日まで 京都地方裁判所舞鶴支部破産係
令和7年（フ）第57号	兵庫県小野市育ヶ丘町1475番地の412、従前の住所兵庫県多可郡多可町中区森本79番地3 クレスト多可町2号棟205号 債務者 水内 那奈 1 決定年月日時 令和7年7月11日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月5日まで 神戸地方裁判所社支部
令和7年（フ）第40号	岡山県津山市沼2番地4 カレント沼 208号 債務者 井上 晃宏 1 決定年月日時 令和7年7月11日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月5日まで 岡山地方裁判所津山支部
令和7年（フ）第135号	北海道旭川市東光10条1丁目4番5号 緑東コーポ10・1 103号室 債務者 大京寺正博 1 決定年月日時 令和7年7月11日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月5日まで 5 免責審尋期日 令和7年9月18日午後1時40分 旭川地方裁判所民事部

令和7年(フ)第164号 北海道旭川市北門町8丁目2642番地の24工 イワハイツ102号 債務者 山本 早苗 1 決定年月日時 令和7年7月11日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月5日まで 5 免責審尋期日 令和7年9月24日午後1時20分 旭川地方裁判所民事部	1 決定年月日時 令和7年7月11日午後4時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月5日まで 5 免責審尋期日 令和7年9月24日午後1時20分 旭川地方裁判所民事部	3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月5日まで 5 免責審尋期日 令和7年9月19日午後1時30分 大阪地方裁判所第6民事部 令和7年(フ)第2846号 大阪府東大阪市西石切町4丁目2番20号 スターリースカイテラニシ 507 債務者 青野 未沙 1 決定年月日時 令和7年7月11日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月10日まで 5 免責審尋期日 令和7年10月7日午後1時30分 大阪地方裁判所第6民事部 令和7年(フ)第1165号 大阪府東大阪市六万寺町1丁目5番11号 P 2P 債務者 青山 光結(旧姓山田) 1 決定年月日時 令和7年7月14日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月12日まで 5 免責審尋期日 令和7年9月19日午後1時30分 大阪地方裁判所第6民事部 令和7年(フ)第2939号 大阪市浪速区元町1丁目10番20-304号 債務者 岩崎 未来 1 決定年月日時 令和7年7月14日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月12日まで 5 免責審尋期日 令和7年10月10日午後1時30分 大阪地方裁判所第6民事部 令和7年(フ)第4653号 東京都大田区下丸子2丁目15-8-306 債務者 辻 章宏 1 決定年月日時 令和7年7月11日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月9日まで 5 免責審尋期日 令和7年9月9日午前10時30分 大阪地方裁判所第6民事部 令和7年(フ)第4777号 東京都品川区荏原7丁目4-11 債務者 山瀬 健治 1 決定年月日時 令和7年7月11日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
令和7年(フ)第181号 北海道旭川市4条通5丁目1423番地の1 カミキタビル 308号 債務者 中鶴 隆 1 決定年月日時 令和7年7月11日午後4時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月5日まで 5 免責審尋期日 令和7年9月24日午後1時20分 旭川地方裁判所民事部	1 決定年月日時 令和7年7月11日午後4時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月5日まで 5 免責審尋期日 令和7年10月9日午後1時20分 旭川地方裁判所民事部	1 決定年月日時 令和7年7月11日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月10日まで 5 免責審尋期日 令和7年10月7日午後1時30分 大阪地方裁判所第6民事部 令和7年(フ)第87号 北海道河東郡音更町木野大通西1丁目6番地 2 コーポかとう7号 債務者 楠美 美雅 1 決定年月日時 令和7年7月15日午後1時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月9日まで 5 免責審尋期日 令和7年9月11日午前11時 釧路地方裁判所帶広支部破産係
令和7年(フ)第183号 北海道旭川市東6条2丁目4番7号 東6・ 2ハイツB106号室 債務者 山下 正行 1 決定年月日時 令和7年7月11日午後4時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月5日まで 5 免責審尋期日 令和7年9月25日午後1時30分 旭川地方裁判所民事部	1 決定年月日時 令和7年7月11日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月10日まで 5 免責審尋期日 令和7年9月19日午後1時30分 大阪地方裁判所第6民事部 令和7年(フ)第2644号 大阪市浪速区浪速東1丁目2-24-1213、住 民票上の住所大阪市住之江区西加賀屋1丁目 2番56-913号 債務者 木村 莉菜 1 決定年月日時 令和7年7月11日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。	1 決定年月日時 令和7年7月11日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月9日まで 5 免責審尋期日 令和7年9月9日午前10時30分 東京地方裁判所民事第20部 令和7年(フ)第4777号 東京都品川区荏原7丁目4-11 債務者 山瀬 健治 1 決定年月日時 令和7年7月11日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
令和7年(フ)第185号 北海道旭川市末広東1条4丁目8番15号 コーポいなだ102号室 債務者 橋口 弘		

令和7年(フ)第4719号  
東京都目黒区自由が丘1丁目22-3-103  
債務者 三保 佑騎  
1 決定年月日時 令和7年7月14日午後5時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
4 免責意見申述期間 令和7年9月16日まで  
5 免責審尋期日 令和7年9月16日午後2時  
東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第4722号  
東京都板橋区高島平9丁目33-7-704  
債務者 岡野 貴之  
1 決定年月日時 令和7年7月14日午後5時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
4 免責意見申述期間 令和7年9月16日まで  
5 免責審尋期日 令和7年9月16日午前10時30分  
東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第4748号  
東京都練馬区石神井町4丁目27-31  
債務者 山崎翔太郎  
1 決定年月日時 令和7年7月14日午後5時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
4 免責意見申述期間 令和7年9月16日まで  
5 免責審尋期日 令和7年9月16日午前10時30分  
東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第4749号  
東京都江戸川区西瑞江5丁目5-3-205  
債務者 金子 潤  
1 決定年月日時 令和7年7月14日午後5時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
4 免責意見申述期間 令和7年9月16日まで  
5 免責審尋期日 令和7年9月16日午後2時  
東京地方裁判所民事第20部

令和 7 年 (フ) 第 4750 号  
東京都大田区池上 2 丁目 15-1-404  
債務者 和田 恭子

1 決定年月日時 令和 7 年 7 月 14 日午後 5 時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
　　本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
4 免責意見申述期間 令和 7 年 9 月 16 日まで  
5 免責審尋期日 令和 7 年 9 月 16 日午前 11 時  
　　東京地方裁判所民事第 20 部

令和 7 年 (フ) 第 4751 号  
東京都新宿区戸山 2 丁目 32-505  
債務者 水口 満

1 決定年月日時 令和 7 年 7 月 14 日午後 5 時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
　　本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
4 免責意見申述期間 令和 7 年 9 月 16 日まで  
5 免責審尋期日 令和 7 年 9 月 16 日午前 11 時  
　　東京地方裁判所民事第 20 部

令和 7 年 (フ) 第 4752 号  
東京都葛飾区東立石 4 丁目 37-11-102  
債務者 佐藤 恒仁

1 決定年月日時 令和 7 年 7 月 14 日午後 5 時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
　　本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
4 免責意見申述期間 令和 7 年 9 月 16 日まで  
5 免責審尋期日 令和 7 年 9 月 16 日午前 10 時 30 分  
　　東京地方裁判所民事第 20 部

令和 7 年 (フ) 第 4789 号  
東京都中野区中央 5 丁目 23-14-504  
債務者 山崎 涼加

1 決定年月日時 令和 7 年 7 月 14 日午後 5 時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
　　本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
4 免責意見申述期間 令和 7 年 9 月 16 日まで  
5 免責審尋期日 令和 7 年 9 月 16 日午後 2 時  
　　東京地方裁判所民事第 20 部

令和 7 年 (フ) 第 4794 号  
東京都江東区東砂 4 丁目 15-4-201  
債務者 小林 英司

1 決定年月日時 令和7年7月14日午後5時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
    本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
4 免責意見申述期間 令和7年9月16日まで  
5 免責審尋期日 令和7年9月16日午前10時30分  
東京地方裁判所民事第20部  
**令和7年(フ)第4799号**  
東京都三鷹市井口1丁目8-24-202  
債務者 梅崎 快人  
1 決定年月日時 令和7年7月14日午後5時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
    本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
4 免責意見申述期間 令和7年9月16日まで  
5 免責審尋期日 令和7年9月16日午後2時  
東京地方裁判所民事第20部  
**令和7年(フ)第4801号**  
東京都板橋区高島平7丁目4-10 アーバン  
高島平B棟105号  
債務者 宗像 鉄弥  
1 決定年月日時 令和7年7月14日午後5時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
    本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
4 免責意見申述期間 令和7年9月16日まで  
5 免責審尋期日 令和7年9月16日午前10時30分  
東京地方裁判所民事第20部  
**令和7年(フ)第4747号**  
東京都杉並区高井戸西1丁目31-14-212  
債務者 奥泉 弘行  
1 決定年月日時 令和7年7月11日午後5時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
    本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
4 免責意見申述期間 令和7年9月30日まで  
5 免責審尋期日 令和7年9月30日午後2時  
東京地方裁判所民事第20部  
**令和7年(フ)第4797号**  
東京都大田区田園調布本町7-20-308  
債務者 田邊 和政

1 決定年月日時 令和7年7月14日午後5時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
    本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもつて破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
4 免責意見申述期間 令和7年9月30日まで  
5 免責審尋期日 令和7年9月30日午後2時  
    東京地方裁判所民事第20部

**令和7年(フ)第4720号**  
東京都練馬区中村南2丁目29-10-205  
債務者 ピヤムバチョグト ニヤムスレン  
1 決定年月日時 令和7年7月14日午後5時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
    本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもつて破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
4 免責意見申述期間 令和7年10月7日まで  
5 免責審尋期日 令和7年10月7日午前10時30分  
    東京地方裁判所民事第20部

**破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間中更正**

**令和7年(フ)第509号**  
茨城県つくば市松代3丁目12番地2 サンシャイン松代512号  
債務者 伊藤 成博  
1 主文 当裁判所が令和7年6月6日午後5時になした破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間決定中、債務者の住所につき、「大阪市東淀川区東中島2丁目20番18-611号」とあるのを、「茨城県つくば市松代3丁目12番地2 サンシャイン松代512号」と更正する。  
2 決定年月日 令和7年7月11日  
    千葉地方裁判所民事第4部破産再生係  
**令和7年(フ)第864号**  
千葉県船橋市三山6丁目35番14-2号  
債務者 加藤千沙里  
1 主文 当裁判所が令和7年6月23日午後5時になした破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間決定中、債務者の住所につき、「千葉市中央区千葉港3番25号 サングランデザ・レジデンス千葉206号」とあるのを、「千葉県船橋市三山6丁目35番14-2号」と更正する。  
2 決定年月日 令和7年7月10日  
    千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

**破産債権の届出期間及び一般調査期日**

**令和6年(フ)第849号**

北九州市小倉北区萩崎町8番11-1002号  
破産者 清水 美佳

- 1 破産債権の届出期間 令和7年8月12日まで
- 2 一般調査期日 令和7年9月9日午後2時30分

令和7年7月14日

福岡地方裁判所小倉支部第1民事部

**令和6年(フ)第1225号**

広島市中区西十日市町6番19号  
破産者 有限会社協栄ハウス販売

- 1 破産債権の届出期間 令和7年8月14日まで
- 2 一般調査期日 令和7年10月21日午前11時  
令和7年7月15日

広島地方裁判所民事第4部

**令和6年(フ)第1889号**

埼玉県久喜市栗橋東2丁目13番30-2号 サンハイツ202

破産者 ダ・シルバ マルケス ジスライネ  
1 破産債権の届出期間 令和7年8月22日まで  
2 一般調査期日 令和7年11月17日午前10時  
令和7年7月14日

さいたま地方裁判所第3民事部破産係

**令和6年(フ)第3014号**

大阪市西区江戸堀1丁目8番15号ルート江戸堀7階、支店の住所福岡市博多区博多駅前4丁目36番29号 博多IBセンタービル405号室  
破産者 株式会社情熱キャリア

- 1 破産債権の届出期間 令和7年8月25日まで
- 2 一般調査期日 令和7年10月23日午後2時50分

令和7年7月14日

大阪地方裁判所第6民事部

**令和6年(フ)第712号**

埼玉県日高市大字女影1637番地3  
破産者 門馬 裕紀

- 1 破産債権の届出期間 令和7年8月26日まで
- 2 一般調査期日 令和7年10月8日午後2時20分

令和7年7月15日

さいたま地方裁判所川越支部

**令和5年(フ)第3544号**

大阪市淀川区十八条2丁目16番46-1301号  
破産者 平井 登

- 1 破産債権の届出期間 令和7年8月31日まで
- 2 一般調査期日 令和7年10月23日午後1時30分  
令和7年7月14日

大阪地方裁判所第6民事部

**令和6年(フ)第25号**

大分県豊後大野市大野町矢田9番地

破産者 渡邊 義博

- 1 破産債権の届出期間 令和7年9月4日まで
- 2 一般調査期日 令和7年11月25日午前11時  
令和7年7月11日

**大分地方裁判所竹田支部破産再生係  
破産債権の届出期間及び一般調査期間**

**令和6年(フ)第554号**

宮崎市橋通東1丁目6番1号 マリペールエスボワール401号、開始決定時の住所宮崎市川原町1番32号 プレミスト橋公園レジデンス1006号

破産者 新地 大輔

- 1 破産債権の届出期間 令和7年8月15日まで
- 2 一般調査期間 令和7年10月1日から令和7年10月7日まで  
令和7年7月15日 宮崎地方裁判所破産係

**債権者集会招集**

**令和5年(フ)第3544号**

大阪市淀川区十八条2丁目16番46-1301号  
破産者 平井 登

- 1 期日 令和7年10月23日午後1時30分
- 2 会議の目的 破産管財人の任務終了による計算の報告  
令和7年7月14日

大阪地方裁判所第6民事部

**令和6年(フ)第4387号**

大阪府大東市太子田1丁目5番3号 グランデール住道202号、開始決定時大阪府大東市中垣内1丁目4番7号

破産者 松本 浩雅

- 1 期日 令和7年9月29日午後2時40分
- 2 会議の目的 財産状況報告、破産手続廃止に関する意見聴取、破産管財人の任務終了による計算の報告  
令和7年7月1日

大阪地方裁判所第6民事部

**書面による計算報告**

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条3項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

**令和6年(フ)第545号**

宮崎市柳丸町112番地4 EXIAYana  
gimaru701号、前住所宮崎市橋通西1丁目3番1号

破産者 川越 康博

異議申述期間 令和7年8月26日まで

令和7年7月15日 宮崎地方裁判所破産係

**令和7年(フ)第1060号**

大阪市大正区小林西2丁目14番10号

破産者 株式会社ミズシマ

異議申述期間 令和7年9月8日まで

令和7年7月14日

大阪地方裁判所第6民事部

**免責審尋期日**

**令和7年(フ)第508号**

東京都北区豊島7丁目15-3-305

破産者 本間 将

審尋期日 令和7年9月24日午後3時

令和7年7月10日

東京地方裁判所民事第20部

**特別清算開始**

**令和7年(フ)第2050号**

東京都千代田区麹町3丁目3番地 KDX麹町ビル4階

清算株式会社 株式会社零

代表清算人 池田佳菜子

1 決定年月日 令和7年7月10日

- 2 主文 清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。

東京地方裁判所民事第20部

**令和7年(フ)第10号**

福井市大手2丁目12番4号

清算株式会社 株式会社安部書店

代表清算人 安部 悟

1 決定年月日 令和7年7月9日

- 2 主文 清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。

福井地方裁判所民事部

**令和7年(ヒ)第1003号**

福岡県福津市本木281番地1

清算株式会社 九州たまご株式会社

代表清算人 高井 章光

1 決定年月日 令和7年7月11日

- 2 主文 清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。

福岡地方裁判所第4民事部

**特別清算終結**

**令和7年(ヒ)第2015号**

東京都千代田区丸の内1丁目9番2号グラン  
トウキヨウサウスタワー

清算株式会社 株式会社KK

1 決定年月日 令和7年7月9日

- 2 主文 本件特別清算手続を終結する。

東京地方裁判所民事第20部

**令和7年(ヒ)第102号**

(本店所在地) 和歌山県橋本市高野口町名古  
曾1320番地の1

清算株式会社 オーヤパイル株式会社

代表清算人 大家 健司

1 決定年月日 令和7年7月11日

- 2 主文 本件特別清算手続を終結する。

和歌山地方裁判所民事部

**特別清算協定認可**

**令和7年(ヒ)第501号**

福島県南相馬市原町区萱浜字北谷地311番地  
清算株式会社 ロボコム・アンド・エフエイコ  
ム株式会社

代表清算人 天野 真也

1 決定年月日 令和7年7月10日

- 2 主文 次の協定を認可する。

協定

**第1 通則**

1 弁済の場所・方法

本協定における弁済は、協定債権者（下記第2の1(2)において定義する。）の指定する銀行預金口座宛に振込送金する方法、その他清算株式会社と協定債権者との別途合意する方法により行うものとし、振込送金の方法による場合、振込送金にかかる費用は清算株式会社の負担とする。

**2 端数の処理**

権利の変更の結果生じる1円未満の端数は切り捨てる。

<b>第2 協定債権</b>
<b>1 定義</b>
(1) 「協定債権」とは、清算株式会社に対する債権のうち、一般的な先取特権その他一般的の優先権がある債権、特別清算の手続のために清算株式会社に対して生じた債権及び特別清算の手続に関する清算株式会社に対する費用請求権を除いたものをいう。
(2) 「協定債権者」とは、協定債権を有する債権者をいう。各協定債権者は、別表のとおりである。
(3) 「金融機関債権者」とは、別表の1ないし4記載の協定債権者をいう。
(4) 「一般債権者」とは、金融機関債権者を除く協定債権者をいう。
(5) 「特別清算債権」とは、特別清算開始決定日である令和7年4月25日までに発生した協定債権のうち、損害金請求権を除いたものをいう。各協定債権者の特別清算債権の額は、別表のとおりである。ただし、株式会社FAプロダクトが清算株式会社に対して有する特別清算債権については、本協定に基づく弁済時において、株式会社FAプロダクトを除くすべての協定債権者が、清算株式会社に対して有する協定債権の債権額につき全額（元本、利息及び遅延損害金）の弁済を受けていない限り、150万円を超える部分は特別清算債権に含まれないものとする。
<b>2 特別清算債権</b>
(1) 一般債権者の有する特別清算債権の弁済
清算株式会社は、各一般債権者に対し、本協定の認可決定確定日から1か月以内に、4500万円を各特別清算債権の額に応じて按分して弁済する。
(2) 一般債権者による債務免除
各一般債権者は、上記(1)の規定による弁済を受けたときは、当該弁済金受領時に、清算株式会社に対し、各特別清算債権の総額から各弁済額を控除した残額につき、その債務を免除する。

(3) 金融機関債権者の有する特別清算債権の弁済
ア 清算株式会社の資産の換価代金から4500万円及び必要な費用を控除した残額がある場合は、清算株式会社は、各金融機関債権者に対し、本協定の認可決定確定日から1か月以内に、当該残額を各特別清算債権の額に応じて按分して弁済する。
イ 清算株式会社の資産の換価代金から4500万円及び必要な費用を控除した残額がない場合は、清算株式会社は、各金融機関債権者に対し、その旨を通知する。
(4) 金融機関債権者による債務免除
ア 各金融機関債権者は、上記(3)アの規定による弁済を受けたときは、当該弁済金受領時に、清算株式会社に対し、各特別清算債権から各弁済額を控除した残額につき、その債務を免除する。
イ 各金融機関債権者は、上記(3)イの規定による通知を受けたときは、本協定認可決定確定時に、清算株式会社に対し、各特別清算債権の全額につき、その債務を免除する。
(5) 追加弁済
上記(1)の規定による弁済及び上記(3)の規定による弁済又は通知の後、新たな財産が発見された場合は、清算株式会社はこれを速やかに換価し、各協定債権者に對し、当該換価代金から必要な費用を控除した残額を、各特別清算債権の額に応じて按分して弁済する。この場合において、各協定債権者が上記(2)及び(4)又はイの規定により行った免除は、各追加弁済の限度で、債務免除時に遡って効力を失うものとする。
3 特別清算債権以外の協定債権
各協定債権者は、本協定認可決定確定時に、清算株式会社に対し、各特別清算債権以外の各協定債権の全額につき、その債務を免除する。
第3 共益的債権及び優先債権の弁済
清算株式会社は、特別清算の手続のため清算株式会社に対して生じた債権及び特別清算の手続に関する清算株式会社に対する

る費用請求権の共益的債権、国税徴収法又はその例により徴収することができる債権その他一般的の優先権がある債権並びに裁判所から支払の許可を受けた債権は、隨時に弁済する。

(別表省略)

以上

福島地方裁判所相馬支部

## 令和7年(ヒ)第2018号

東京都千代田区丸の内1丁目9番2号グラン  
トウキヨウサウスター

清算株式会社 富山企画株式会社

代表清算人 川口 秀春

1 決定年月日 令和7年7月9日

2 主文 次の協定を認可する。

### 協定

#### 第1 通則

##### 1 協定の対象となる債権

本協定の対象となる債権は、富山企画株式会社（以下「清算株式会社」という）に対する本特別清算手続開始決定日までの原因に基づいて発生した債権（以下「協定債権」という）とする。

##### 2 利息・遅延損害金の免除

協定債権に対する本特別清算手続開始決定後の利息及び遅延損害金は、本協定認可決定確定時に全額免除を受ける。

##### 3 弁済の方法及び端数の処理

###### 1 弁済の方法

協定債権の弁済は、本特別清算手続における清算人代理事務所（東京都千代田区丸の内1-9-2 グラントウキヨウサウスター13階）において行う。ただし、協定債権者が金融機関の口座に振り込む方法を指定した場合は、当該口座への振込により弁済する（振込手数料は金融機関の口座に振り込む方法を指定した協定債権者の負担とする）。

###### 2 弁済における端数の処理

協定債権の弁済において生じる弁済額の1円未満の端数は切り捨てる。

#### 第2 協定債権の弁済及び放棄

##### 1 協定債権の弁済

清算株式会社は、各協定債権者に対し、本協定認可決定確定日から1ヶ月以内に、本協定認可決定確定時に清算株式会社が有する資産総額から、本特別清算手続が結了

するまでに発生し又は発生することが見込まれる一般的な先取特権その他一般的の優先権がある債権、特別清算手続に係る清算株式会社に対する費用請求権に基づく債権、特別清算手続のために清算株式会社に対して生じた債権の合計額を控除した残額を弁済原資として、別紙「債権額一覧表」記載の各協定債権額のうちDDSに係る債権額を除いた債権額に応じて按分した額を弁済する。

#### 2 劣後条項

以下の条件が成就した場合、別紙「債権額一覧表」記載の各協定債権額のうち、DDSに係る債権額に応じて按分した額を弁済する。

清算株式会社について協定認可決定が確定したときにおける協定に記載された変更されるべき権利のうち、DDSに係る債権を除くすべての債権が、その債権額につき全額の弁済を受けたこと。

#### 3 協定債権の放棄

各協定債権者は、上記1及び2の弁済を受けたときに、その余の協定債権をすべて放棄する。なお、上記1の弁済原資が存しない場合、弁済原資が存しない旨の通知を清算株式会社が各協定債権者に通知したときに、各協定債権者は協定債権をすべて放棄する。

#### 4 追加弁済

上記1による弁済後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、これを清算株式会社が換価した上、各協定債権者に對し、その換価代金から必要な費用を控除した残額を追加弁済原資として、別紙「債権額一覧表」記載の各協定債権額のうちDDSに係る債権額を除いた債権額に応じて按分した額を弁済する。この場合、当該追加弁済の範囲においては、上記3による放棄の効力は失われるものとする。

(別紙省略)

以上

東京地方裁判所民事第20部

## 監督命令

## 令和7年(再)第23号

東京都あきる野市山田808番地3  
再生債務者 合同会社ドットクリエイション  
1 主文 再生債務者について監督委員による監督を命ずる。  
2 監督委員 東京都中央区築地2丁目3番4号  
メトロシティ築地新富町601号 はぜのき法律事務所 弁護士 大石健太郎  
令和7年7月10日 東京地方裁判所民事第20部

## 再生手続開始

## 令和7年(再)第1号

和歌山市東蔵前丁3番地17南海和歌山駅ビル  
再生債務者 株式会社システムキューブ  
1 決定年月日時 令和7年7月10日午後1時30分  
2 主文 再生債務者について再生手続を開始する。  
3 再生債権の届出期間 令和7年8月29日まで  
4 再生債権の一般調査期間 令和7年9月30日から令和7年10月14日まで  
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

## 再生計画認可

## 令和5年(再)第6号

静岡県富士宮市根原450番地の1  
再生債務者 富士正酒造合資会社  
1 主文 本件再生計画を認可する。  
2 理由の要旨 債権者集会で可決された本件再生計画には、民事再生法174条2項各号に該当する事由はない。  
令和7年7月8日 静岡地方裁判所民事第2部

## 小規模個人再生による再生手続開始

## 令和7年(再)第11号

愛知県蒲郡市三谷町若宮156番地  
再生債務者 小田 義哲  
1 決定年月日時 令和7年7月11日午後5時  
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

3 再生債権の届出期間 令和7年8月1日まで  
4 一般異議申述期間 令和7年8月8日から令和7年8月15日まで

名古屋地方裁判所豊橋支部

## 令和7年(再)第14号

愛知県豊川市東名町2丁目7番地 サンステージ豊川D棟102号  
再生債務者 諸井 裕明  
1 決定年月日時 令和7年7月11日午後5時  
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。  
3 再生債権の届出期間 令和7年8月1日まで  
4 一般異議申述期間 令和7年8月8日から令和7年8月15日まで

名古屋地方裁判所豊橋支部

## 令和7年(再)第14号

釧路市中島町10番1号 プレジール201号室  
再生債務者 永井 優樹  
1 決定年月日時 令和7年7月14日午後5時  
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。  
3 再生債権の届出期間 令和7年8月4日まで  
4 一般異議申述期間 令和7年8月18日から令和7年8月25日まで

釧路地方裁判所民事部

## 令和7年(再)第27号

埼玉県春日部市備後東5丁目14番26-3号  
再生債務者 佐藤 翼  
1 決定年月日時 令和7年7月14日午後5時  
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。  
3 再生債権の届出期間 令和7年8月4日まで  
4 一般異議申述期間 令和7年8月18日から令和7年8月28日まで

さいたま地方裁判所越谷支部再生係

## 令和7年(再)第31号

埼玉県所沢市林3丁目561番地の18  
再生債務者 直井 純人  
1 決定年月日時 令和7年7月14日午後5時  
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。  
3 再生債権の届出期間 令和7年8月4日まで  
4 一般異議申述期間 令和7年8月14日から令和7年8月25日まで

さいたま地方裁判所川越支部

## 令和7年(再)第49号

埼玉県狭山市大字水野499番地の17  
再生債務者 嶋峨 弘明

1 決定年月日時 令和7年7月14日午後5時  
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。  
3 再生債権の届出期間 令和7年8月4日まで  
4 一般異議申述期間 令和7年8月14日から令和7年8月25日まで

さいたま地方裁判所川越支部

## 令和7年(再)第57号

埼玉県所沢市中新井5丁目1番3-505号  
再生債務者 藤塚 旭

1 決定年月日時 令和7年7月14日午後5時  
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

3 再生債権の届出期間 令和7年8月4日まで  
4 一般異議申述期間 令和7年8月14日から令和7年8月25日まで

さいたま地方裁判所川越支部

## 令和7年(再)第12号

岐阜県土岐市肥田町肥田899番地の2  
再生債務者 アベダニア ラケル ドクター  
1 決定年月日時 令和7年7月14日午後5時  
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

3 再生債権の届出期間 令和7年8月4日まで  
4 一般異議申述期間 令和7年8月18日から令和7年9月1日まで

岐阜地方裁判所多治見支部

## 令和7年(再)第112号

名古屋市千種区東千種台14番9号 東千種台ハイツ2-C号  
再生債務者 笹野 真

1 決定年月日時 令和7年7月14日午後3時  
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

3 再生債権の届出期間 令和7年8月4日まで  
4 一般異議申述期間 令和7年8月12日から令和7年8月19日まで

名古屋地方裁判所民事第2部

## 令和7年(再)第3号

愛媛県今治市唐子台東1丁目5番地4  
再生債務者 原 彰宏

1 決定年月日時 令和7年7月14日午前11時  
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

3 再生債権の届出期間 令和7年8月4日まで  
4 一般異議申述期間 令和7年8月12日から令和7年8月20日まで

松山地方裁判所今治支部

## 令和7年(再)第104号

札幌市中央区南19条西16丁目5番10-208号

再生債務者 西濱 克也

1 決定年月日時 令和7年7月15日午後1時  
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

3 再生債権の届出期間 令和7年8月5日まで  
4 一般異議申述期間 令和7年8月19日から令和7年8月26日まで

札幌地方裁判所民事第4部

## 令和7年(再)第138号

札幌市豊平区月寒西4条9丁目2番25-202号

再生債務者 清水佑香里

1 決定年月日時 令和7年7月15日午後1時  
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

3 再生債権の届出期間 令和7年8月5日まで  
4 一般異議申述期間 令和7年8月19日から令和7年8月26日まで

札幌地方裁判所民事第4部

## 令和7年(再)第55号

静岡市清水区堂林1丁目2番9号 フロイデ堂林302号

再生債務者 鈴木 智博

1 決定年月日時 令和7年7月15日午後1時  
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

3 再生債権の届出期間 令和7年8月5日まで  
4 一般異議申述期間 令和7年8月14日から令和7年8月26日まで

静岡地方裁判所民事第2部

## 令和7年(再)第36号

愛媛県伊予郡松前町大字筒井960番地4 グランフィールド松前町庁舎前205

再生債務者 石川 文康

1 決定年月日時 令和7年7月15日午後1時  
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

3 再生債権の届出期間 令和7年8月5日まで  
4 一般異議申述期間 令和7年8月12日から令和7年8月19日まで

松山地方裁判所民事部

<b>令和7年(再イ)第19号</b> 長野県松本市大字松原22番地13 コーポ須山101 再生債務者 中辻 知弘 1 決定年月日時 令和7年7月10日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年8月7日まで 4 一般異議申述期間 令和7年8月21日から令和7年8月28日まで 長野地方裁判所松本支部	1 決定年月日時 令和7年7月14日午前11時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年8月8日まで 4 一般異議申述期間 令和7年8月18日から令和7年8月28日まで 岡山地方裁判所第3民事部	3 再生債権の届出期間 令和7年8月8日まで 4 一般異議申述期間 令和7年8月22日から令和7年8月29日まで 鹿児島地方裁判所民事第3部再生係	<b>令和7年(再イ)第59号</b> 宮城県多賀城市高橋5丁目17番4号 再生債務者 川村 栄一 1 決定年月日時 令和7年7月14日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年8月12日まで 4 一般異議申述期間 令和7年8月25日から令和7年9月8日まで 仙台地方裁判所第4民事部
<b>令和7年(再イ)第17号</b> 北海道帯広市西20条南5丁目14番18号 メゾネットト山崎C 再生債務者 松坂 英嗣 1 決定年月日時 令和7年7月15日午後1時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年8月8日まで 4 一般異議申述期間 令和7年8月19日から令和7年8月26日まで 銚路地方裁判所帯広支部再生係	1 決定年月日時 令和7年7月11日午前11時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年8月8日まで 4 一般異議申述期間 令和7年8月22日から令和7年9月5日まで 大分地方裁判所竹田支部再生係	1 決定年月日時 令和7年7月14日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年8月12日まで 4 一般異議申述期間 令和7年8月25日から令和7年9月1日まで 旭川地方裁判所民事部	<b>令和7年(再イ)第9号</b> 宮城県柴田郡大河原町字新東10-1 太田コボII-107 再生債務者 千葉 茂喜 1 決定年月日時 令和7年7月15日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年8月12日まで 4 一般異議申述期間 令和7年8月26日から令和7年9月9日まで 仙台地方裁判所大河原支部
<b>令和7年(再イ)第190号</b> 東京都大田区久が原3-23-9-202 再生債務者 阪本 陽子 1 決定年月日時 令和7年7月11日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年8月8日まで 4 一般異議申述期間 令和7年8月22日から令和7年9月12日まで 東京地方裁判所民事第20部	1 決定年月日時 令和7年7月11日午後1時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年8月8日まで 4 一般異議申述期間 令和7年8月22日から令和7年8月29日まで 鹿児島地方裁判所民事第3部再生係	1 決定年月日時 令和7年7月11日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年8月12日まで 4 一般異議申述期間 令和7年8月26日から令和7年9月2日まで 旭川地方裁判所民事部	<b>令和7年(再イ)第10号</b> 茨城県ひたちなか市十三奉行1974番地11(前住所) 茨城県水戸市堀町2110番地の10 プレアージュI 106号 再生債務者 斎藤 英志 1 決定年月日時 令和7年7月14日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年8月12日まで 4 一般異議申述期間 令和7年8月25日から令和7年9月16日まで 水戸地方裁判所
<b>令和7年(再イ)第262号</b> 東京都調布市小島町3-61-6-202 再生債務者 藤本 界 1 決定年月日時 令和7年7月11日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年8月8日まで 4 一般異議申述期間 令和7年8月22日から令和7年9月12日まで 東京地方裁判所民事第20部	1 決定年月日時 令和7年7月11日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年8月8日まで 4 一般異議申述期間 令和7年8月22日から令和7年8月29日まで 鹿児島地方裁判所民事第3部再生係	1 決定年月日時 令和7年7月11日午後1時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年8月12日まで 4 一般異議申述期間 令和7年8月26日から令和7年9月9日まで 盛岡地方裁判所第2民事部	<b>令和7年(再イ)第30号</b> 茨城県水戸市白梅1丁目9番31号 再生債務者 中村 耕平 1 決定年月日時 令和7年7月14日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年8月12日まで 4 一般異議申述期間 令和7年8月25日から令和7年9月16日まで 水戸地方裁判所
<b>令和7年(再イ)第63号</b> 岡山県赤磐市桜が丘東6丁目6番地505 再生債務者 中武 基記	1 決定年月日時 令和7年7月11日午後4時30分 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。	3 再生債権の届出期間 令和7年8月8日まで 4 一般異議申述期間 令和7年8月25日から令和7年9月8日まで 盛岡地方裁判所二戸支部	

令和7年（再イ）第28号 群馬県伊勢崎市連取町2364番地16 再生債務者 大澤 圭祐 1 決定年月日時 令和7年7月15日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年8月12日まで 4 一般異議申述期間 令和7年8月26日から令和7年9月16日まで 前橋地方裁判所民事部破産再生係	3 再生債権の届出期間 令和7年8月12日まで 4 一般異議申述期間 令和7年8月25日から令和7年9月8日まで 横浜地方裁判所川崎支部破産係	令和7年（再イ）第47号 堺市中区辻之379番地22 再生債務者 太田 孝洋 1 決定年月日時 令和7年7月14日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年8月12日まで 4 一般異議申述期間 令和7年8月18日から令和7年9月1日まで 広島地方裁判所民事第4部
令和7年（再イ）第220号 東京都福生市大字熊川1853-33-203 再生債務者 米久保 謙 1 決定年月日時 令和7年7月14日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年8月12日まで 4 一般異議申述期間 令和7年8月25日から令和7年9月16日まで 東京地方裁判所民事第20部	1 決定年月日時 令和7年7月14日午後4時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年8月12日まで 4 一般異議申述期間 令和7年8月25日から令和7年9月16日まで 横浜地方裁判所川崎支部破産係	令和6年（再イ）第50号 和歌山市鳴神348番地2 再生債務者 新家 孝幸 1 決定年月日時 令和7年7月14日午後1時30分 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年8月12日まで 4 一般異議申述期間 令和7年8月18日から令和7年9月1日まで 大阪地方裁判所堺支部個人再生係
令和7年（再イ）第24号 東京都町田市山崎町1259番地ライムランド107 再生債務者 柳瀬 健一 1 決定年月日時 令和7年7月15日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年8月12日まで 4 一般異議申述期間 令和7年8月26日から令和7年9月16日まで 東京地方裁判所立川支部民事第4部	1 決定年月日時 令和7年7月14日午後4時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年8月12日まで 4 一般異議申述期間 令和7年8月25日から令和7年9月16日まで 甲府地方裁判所都留支部再生係	令和7年（再イ）第6号 山梨県都留市法能33 ソレイユ・ルヴァンⅡ106 再生債務者 外川 大貴 1 決定年月日時 令和7年7月14日午後4時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年8月12日まで 4 一般異議申述期間 令和7年8月25日から令和7年9月16日まで 和歌山地方裁判所民事部破産再生係
令和7年（再イ）第34号 川崎市宮前区小台2丁目20番地14 アトラス宮前平 412 再生債務者 前田 徹 1 決定年月日時 令和7年7月14日午後4時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年8月12日まで 4 一般異議申述期間 令和7年8月26日から令和7年9月16日まで 東京地方裁判所川崎支部破産係	1 決定年月日時 令和7年7月14日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年8月12日まで 4 一般異議申述期間 令和7年8月18日から令和7年9月1日まで 大阪地方裁判所第6民事部	令和7年（再イ）第7号 岡山県津市高野本郷1477番地16（旧住所） 岡山県津市近長169番地1 ポノポノシルフH202号 再生債務者 霜手 裕司 1 決定年月日時 令和7年7月15日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年8月12日まで 4 一般異議申述期間 令和7年8月19日から令和7年8月29日まで 岡山地方裁判所津山支部
令和7年（再イ）第37号 川崎市川崎区大島3丁目30番1-302号 再生債務者 酒井 龍介 1 決定年月日時 令和7年7月14日午後4時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年8月12日まで 4 一般異議申述期間 令和7年8月25日から令和7年9月8日まで 横浜地方裁判所川崎支部破産係	1 決定年月日時 令和7年7月14日午後2時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年8月12日まで 4 一般異議申述期間 令和7年8月18日から令和7年9月1日まで 大阪地方裁判所堺支部個人再生係	令和7年（再イ）第31号 広島県安芸郡海田町三迫3丁目6番13号 再生債務者 E M S こと 矢野 純哉 1 決定年月日時 令和7年7月14日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年8月12日まで 4 一般異議申述期間 令和7年8月19日から令和7年8月26日まで 福岡地方裁判所田川支部
令和7年（再イ）第3号 川崎市川崎区大島3丁目30番1-302号 再生債務者 酒井 龍介 1 決定年月日時 令和7年7月14日午後4時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。	1 決定年月日時 令和7年7月14日午後4時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年8月12日まで 4 一般異議申述期間 令和7年8月18日から令和7年9月1日まで 広島地方裁判所民事第4部	令和7年（再イ）第13号 長崎県諫早市永昌町23番6号 再生債務者 山口 義人 1 決定年月日時 令和7年7月14日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年8月12日まで 4 一般異議申述期間 令和7年8月25日から令和7年9月8日まで 長崎地方裁判所大村支部

令和7年（再イ）第18号 熊本市東区秋津2丁目17番16号 再生債務者 中野 久美 1 決定年月日時 令和7年7月15日午後1時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年8月12日まで 4 一般異議申述期間 令和7年8月26日から令和7年9月2日まで 熊本地方裁判所民事第1部破産再生係 令和7年（再イ）第2号 熊本県八代市宮地町22番地1 再生債務者 白石 雅裕 1 決定年月日時 令和7年7月15日午後1時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年8月12日まで 4 一般異議申述期間 令和7年8月26日から令和7年9月2日まで 熊本地方裁判所八代支部 令和7年（再イ）第3号 熊本県八代市植柳上町6566番地2 再生債務者 池田 光 1 決定年月日時 令和7年7月15日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年8月12日まで 4 一般異議申述期間 令和7年8月26日から令和7年9月2日まで 熊本地方裁判所八代支部 令和7年（再イ）第1号 大分県佐伯市大字鶴望2306番地6 再生債務者 安藤 将司 1 決定年月日時 令和7年7月15日午後1時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年8月12日まで 4 一般異議申述期間 令和7年8月26日から令和7年9月2日まで 大分地方裁判所佐伯支部 令和7年（再イ）第7号 沖縄県うるま市字塙屋433番地4 再生債務者 玉城 智史 1 決定年月日時 令和7年7月14日午後4時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。	3 再生債権の届出期間 令和7年8月12日まで 4 一般異議申述期間 令和7年8月25日から令和7年9月1日まで 那覇地方裁判所沖縄支部破産係 令和7年（再イ）第12号 福井県吉田郡永平寺町けやき台643番地 再生債務者 山口 治和 1 決定年月日時 令和7年7月14日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年8月14日まで 4 一般異議申述期間 令和7年8月25日から令和7年9月2日まで 福井地方裁判所 小規模個人再生による書面決議に付する決定 令和6年（再イ）第376号 東京都杉並区阿佐谷北2-5-5-105 再生債務者 大川 麻美 1 決議に付する再生計画案 令和7年1月29日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月28日まで 令和7年7月11日 東京地方裁判所民事第20部 令和7年（再イ）第9号 東京都文京区大塚5-41-5 並木ビル 再生債務者 岡本 恭宏 1 決議に付する再生計画案 令和7年7月2日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月28日まで 令和7年7月11日 東京地方裁判所民事第20部 令和7年（再イ）第69号 東京都中野区新井1-27-4 根岸荘1 再生債務者 田邊 圭介 1 決議に付する再生計画案 令和7年7月1日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月28日まで 令和7年7月11日 東京地方裁判所民事第20部 令和7年（再イ）第88号 東京都足立区鹿浜2-1-19-201 再生債務者 小野 真門	1 決議に付する再生計画案 令和7年7月8日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月28日まで 令和7年7月11日 東京地方裁判所民事第20部 令和7年（再イ）第12号 栃木県佐野市大橋町3194-7 ラウレールB 201 再生債務者 根岸 拓己 1 決議に付する再生計画案 令和7年6月20日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月31日まで 令和7年7月10日 宇都宮地方裁判所足利支部 令和5年（再イ）第456号 東京都江東区南砂2-3-1-1406 再生債務者 室 克也 1 決議に付する再生計画案 令和6年5月8日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月31日まで 令和7年7月14日 東京地方裁判所民事第20部 令和6年（再イ）第581号 東京都江戸川区松江1-10-20 再生債務者 福島 徹弘 1 決議に付する再生計画案 令和7年6月20日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月31日まで 令和7年7月14日 東京地方裁判所民事第20部 令和7年（再イ）第99号 東京都大田区池上5-1-1-303 再生債務者 岡村 竜也 1 決議に付する再生計画案 令和7年7月11日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月31日まで 令和7年7月14日 東京地方裁判所民事第20部 令和6年（再イ）第50号 愛知県豊橋市岩屋町字岩屋下63番地7 エア リースクエアII (101) 再生債務者 佐藤 力	1 決議に付する再生計画案 令和7年6月20日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年8月1日まで 令和7年7月11日 名古屋地方裁判所豊橋支部 令和7年（再イ）第14号 宮城県岩沼市土ヶ崎3丁目9番13-105号 再生債務者 高橋 清之 1 決議に付する再生計画案 令和7年7月3日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年8月4日まで 令和7年7月14日 仙台地方裁判所第4民事部 令和7年（再イ）第19号 仙台市宮城野区岩切分台3丁目4番地の1 ルヴェ・デュ・ソレイユ102 再生債務者 櫻井 友彰 1 決議に付する再生計画案 令和7年7月3日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年8月4日まで 令和7年7月14日 仙台地方裁判所第4民事部 令和7年（再イ）第13号 埼玉県吉川市美南5丁目29番地14 再生債務者 山田 将之 1 決議に付する再生計画案 令和7年7月7日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年8月4日まで 令和7年7月14日 仙台地方裁判所第4民事部 令和7年（再イ）第1号 埼玉県吉川市美南5丁目29番地14 再生債務者 山田 将之 1 決議に付する再生計画案 令和7年7月7日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年8月4日まで 令和7年7月14日 さいたま地方裁判所越谷支部再生係 令和7年（再イ）第11号 盛岡市北飯岡2丁目3番7号 ピースブレイ スB201号 再生債務者 坂井 文隆 1 決議に付する再生計画案 令和7年7月7日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年8月5日まで 令和7年7月15日 盛岡地方裁判所第2民事部
---	--	--	---

令和7年（再イ）第1号 東京都青梅市沢井1丁目208番地の1 再生債務者 小林 英司 1 決議に付する再生計画案 令和7年6月30日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年8月 5日まで 令和7年7月15日 東京地方裁判所立川支部民事第4部	令和7年（再イ）第53号 札幌市東区北34条東12丁目3番11-301号 再生債務者 佐藤 和晃 1 決議に付する再生計画案 令和7年7月1日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年8月 12日まで 令和7年7月14日 札幌地方裁判所民事第4部	令和7年（再イ）第2号 愛知県一宮市今伊勢町新神戸字郷中19番地 オーケシティN・E棟301号、前住所 同県 同市同町馬寄字中切53番地2 再生債務者 齋藤 瑛一 1 決議に付する再生計画案 令和7年6月27日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年8月 12日まで 令和7年7月14日 名古屋地方裁判所一宮支部	令和7年（再イ）第1号 沖縄県宮古島市伊良部字前里添510番地 再生債務者 国吉 博昭 1 決議に付する再生計画案 令和7年7月1日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年8月 12日まで 令和7年7月15日 那霸地方裁判所平良支部
令和7年（再イ）第18号 神奈川県足柄下郡箱根町湯本茶屋150番地の 1 天成園玉簾寮106 再生債務者 石渡 則子 1 決議に付する再生計画案 令和7年7月7日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年8月 5日まで 令和7年7月15日 横浜地方裁判所小田原支部民事部再生係	令和7年（再イ）第7号 群馬県藤岡市藤岡1012-5 再生債務者 小暮 晃嗣 1 決議に付する再生計画案 令和7年7月9日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年8月 12日まで 令和7年7月14日 前橋地方裁判所高崎支部	令和6年（再イ）第491号 大阪府大東市大東町6番27号 再生債務者 尾浦 好子 1 決議に付する再生計画案 令和7年7月8日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年8月 12日まで 令和7年7月14日 大阪地方裁判所第6民事部	令和6年（再イ）第2号 群馬県邑楽郡大泉町坂田4丁目15番6号 ラ・フォンテD棟102号 再生債務者 有賀 佑典 1 決議に付する再生計画案 令和7年6月12日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年8月 13日まで 令和7年7月14日 前橋地方裁判所太田支部
令和7年（再イ）第7号 静岡県袋井市方丈1丁目5番地の7 マン ション元美 302号室 再生債務者 鈴木 教江 1 決議に付する再生計画案 令和7年6月10日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年8月 5日まで 令和7年7月15日 静岡地方裁判所浜松支部再生係	令和7年（再イ）第36号 埼玉県川越市大字古市場403番地26 再生債務者 新井 淳 1 決議に付する再生計画案 令和7年6月30日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年8月 12日まで 令和7年7月15日 さいたま地方裁判所川越支部	令和7年（再イ）第103号 大阪府門真市中町9番3号 再生債務者 櫻 直人 1 決議に付する再生計画案 令和7年7月4日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年8月 12日まで 令和7年7月14日 大阪地方裁判所第6民事部	令和6年（再イ）第29号 福島県郡山市富久山町久保田字古町2番地の 8 エクレール郡山2-603号 再生債務者 斎藤久仁雄 1 決議に付する再生計画案 令和7年7月3日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年8月 13日まで 令和7年7月14日 福島地方裁判所郡山支部再生係
令和6年（再イ）第40号 群馬県邑楽郡大泉町中央2丁目13番12号 再生債務者 櫻井 幸司 1 決議に付する再生計画案 令和7年5月29日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年8月 6日まで 令和7年7月7日 前橋地方裁判所太田支部	令和6年（再イ）第14号 石川県能美市山口町タ95番地 アビタシオン プリエ・205号 再生債務者 工藤 至広 1 決議に付する再生計画案 令和7年5月21日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年8月 12日まで 令和7年7月15日 金沢地方裁判所小松支部	令和7年（再イ）第119号 大阪市東淀川区淡路1丁目4番17号 エクセル 新大阪 306号 再生債務者 久保 朱里 1 決議に付する再生計画案 令和7年7月10日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年8月 12日まで 令和7年7月14日 大阪地方裁判所第6民事部	令和7年（再イ）第20号 京都市下京区東塩小路向畠町20-13 プレサ ンス京都駅前503号、住民票上の住所大津市 衣川2丁目12番44号 再生債務者 出田 美孝 1 決議に付する再生計画案 令和7年7月7日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年8月 14日まで 令和7年7月15日 京都地方裁判所第5民事部再生係
令和7年（再イ）第142号 大阪府東大阪市御幸町3番25号 再生債務者 ビーグルフォートこと 橋本 恒 直 1 決議に付する再生計画案 令和7年6月20日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年8月 8日まで 令和7年7月14日 大阪地方裁判所第6民事部	令和7年（再イ）第6号 静岡県富士市一色344番地の2 再生債務者 ペレス アルナルド テルオ 1 決議に付する再生計画案 令和7年5月22日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年8月 12日まで 令和7年7月15日 静岡地方裁判所富士支部破産係	令和7年（再イ）第6号 大阪地方裁判所第6民事部	令和7年（再イ）第43号 神戸市中央区御幸通2丁目1番23-701号 再生債務者 竹内 慶子 1 決議に付する再生計画案 令和7年7月9日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年8 月4日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年8月 4日まで 令和7年7月14日 神戸地方裁判所第3民事部個人再生係

令和7年（再イ）第13号 岡山県総社市三輪802番地6 再生債務者 上阪 愛理 1 決議に付する再生計画案 令和7年7月1日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年8月4日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年8月4日まで 令和7年7月14日 岡山地方裁判所倉敷支部 令和7年（再イ）第6号 福岡県飯塚市潤野862番地6 再生債務者 佐藤 亮 1 決議に付する再生計画案 令和7年6月18日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年8月4日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年8月4日まで 令和7年7月14日 福岡地方裁判所飯塚支部個人再生係 令和7年（再イ）第7号 新潟県柏崎市東本町3丁目10番30号 再生債務者 小林 克人 1 決議に付する再生計画案 令和7年7月8日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年8月5日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年8月5日まで 令和7年7月15日 新潟地方裁判所長岡支部再生係 令和7年（再イ）第11号 新潟県柏崎市東本町3丁目10番30号 再生債務者 小林 麻子 1 決議に付する再生計画案 令和7年7月8日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年8月5日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年8月5日まで 令和7年7月15日 新潟地方裁判所長岡支部再生係	令和7年（再イ）第5号 鳥取県鳥取市用瀬町川中563番地1 再生債務者 松浦 英樹 1 決議に付する再生計画案 令和7年7月8日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年8月5日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年8月5日まで 令和7年7月15日 鳥取地方裁判所民事部 令和7年（再イ）第10号 長崎県西彼杵郡時津町浜田郷723番地1 再生債務者 大石 拓也 1 決議に付する再生計画案 令和7年7月10日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年8月5日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年8月5日まで 令和7年7月15日 長崎地方裁判所民事部個人再生係 令和7年（再イ）第13号 長崎県長崎市畠刈町1088番地1サンビレッヂ 畠刈407号 再生債務者 山下ゆかり 1 決議に付する再生計画案 令和7年7月1日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年8月5日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年8月5日まで 令和7年7月15日 長崎地方裁判所民事部個人再生係 令和6年（再イ）第46号 熊本県上益城郡御船町大字木倉231番地1 サンライズエムⅡ 203号 再生債務者 梶本 哲兵 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月10日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年8月5日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年8月5日まで 令和7年7月15日 熊本地方裁判所民事第1部破産再生係	令和6年（再イ）第81号 熊本市東区戸島3丁目8番38-2号 再生債務者 宇佐見一恵 1 決議に付する再生計画案 令和7年3月28日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年8月5日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年8月5日まで 令和7年7月15日 熊本地方裁判所民事第1部破産再生係 令和7年（再イ）第12号 兵庫県明石市大久保町谷八木538番地 グランプレステージ西明石704号 再生債務者 津澤 賢治 1 決議に付する再生計画案 令和7年7月10日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年8月14日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年8月14日まで 令和7年7月14日 神戸地方裁判所明石支部再生係 給与所得者等再生による再生手続開始 令和7年（再口）第11号 埼玉県川越市砂新田5丁目24番地19 再生債務者 前田美沙子 1 決定年月日時 令和7年7月14日午後5時 2 主文 再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年8月4日まで 4 一般異議申述期間 令和7年8月14日から令和7年8月25日まで さいたま地方裁判所川越支部 令和7年（再口）第1号 岩手県二戸郡一戸町小鳥谷字高屋敷15番地 再生債務者 遠山 伸幸 1 決定年月日時 令和7年7月14日午後4時 2 主文 再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年8月12日まで 4 一般異議申述期間 令和7年8月25日から令和7年9月8日まで 盛岡地方裁判所二戸支部	令和7年（再口）第3号 大阪府高槻市清福寺町11番4号 再生債務者 岩崎 敏治 1 決定年月日時 令和7年7月14日午後3時 2 主文 再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年8月14日まで 4 一般異議申述期間 令和7年8月21日から令和7年9月1日まで 大阪地方裁判所第6民事部 給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取 令和7年（再口）第2号 広島市西区中広町3丁目26番4号 再生債務者 日原 秀世 1 意見聴取に付する再生計画案 令和7年6月24日付け再生計画案 2 書面で意見を述べることができる事項 民事再生法241条2項各号に定める事由 3 2の書面の提出期間 令和7年8月12日まで 令和7年7月15日 広島地方裁判所民事第4部 給与所得者等再生による再生計画認可 令和6年（再口）第6号 北九州市八幡西区真名子1丁目17番36号（A105） 再生債務者 大倉 洋一 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年7月1日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年7月14日 福岡地方裁判所小倉支部第1民事部 令和7年（再口）第1号 栃木県佐野市堀米町3971番地3 サニーヒル上戸戸305 再生債務者 新里 慶喜 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年7月7日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年7月10日 宇都宮地方裁判所足利支部
--	--	---	--

令和6年(再口)第4号  
大分市大字上宗方1156番地の1 オネス  
ティーM102  
再生債務者 安達 直人  
1 主文 本件再生計画を認可する。  
2 理由の要旨 令和7年7月7日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。  
令和7年7月14日  
大分地方裁判所民事第1部破産再生係  
令和6年(再口)第13号  
埼玉県所沢市大字山口1541番地の10  
再生債務者 渡邊 誠  
1 主文 本件再生計画を認可する。  
2 理由の要旨 令和7年7月10日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。  
令和7年7月15日  
さいたま地方裁判所川越支部  
所在等不明共有者の持分の取得の裁判に関する異議の催告  
次の申立人から別紙物件目録表示の不動産の持分について所在等不明共有者の持分の取得の裁判の申立てがあったので、所在等不明共有者は、同裁判をすることについて異議があるときは、届出期間満了日までに当裁判所に異議の届出をしてください。所在等不明共有者以外の共有者は、上記の不動産について裁判による共有物の分割の請求又は遺産の分割の請求がされている場合において、所在等不明共有者の持分の取得の裁判をすることについて異議があるときは、同日までに当裁判所に異議の届出をしてください。これらの届出がないときは、所在等不明共有者の持分の取得の裁判がされることになります。また、申立人以外の共有者は、上記の不動産の持分について所在等不明共有者の持分の取得の裁判の申立てをする場合には、同日までに当裁判所に同裁判の申立てをしてください。  
令和7年(チ)第5号  
福岡県八女郡広川町大字長延795番地2  
申立人 山村 光重  
住所・居所 不明  
(不動産登記記録上の住所) 福岡県八女郡広川町大字長延1168番地の2の1  
所在等不明共有者 松崎 次郎  
届出期間満了日 令和7年11月11日  
令和7年7月11日 福岡地方裁判所八女支部

(別紙) 物件目録  
所在 八女郡広川町大字長延字植松  
地番 1165番5  
地目 原野  
地積 63平方メートル  
松崎 次郎持分 3分の1  
令和7年(チ)第6号  
福岡県久留米市上津1丁目7番23号上津コープC棟102号  
申立人 山下 稔  
住所・居所 不明  
(不動産登記記録上の住所) 福岡県八女郡広川町大字日吉283番地  
所在等不明共有者 丸山 傳市  
届出期間満了日 令和7年11月11日  
令和7年7月11日 福岡地方裁判所八女支部  
(別紙) 物件目録  
所在 八女郡広川町大字長延字植松  
地番 1165番1  
地目 原野  
地積 140平方メートル  
丸山 傳市持分 2分の1  
令和7年(チ)第7号  
福岡県久留米市藤山町218番地13  
申立人 佐藤やす子  
住所・居所 不明  
(不動産登記記録上の住所) 福岡県八女郡広川町大字日吉283番地  
所在等不明共有者 丸山 傳市  
届出期間満了日 令和7年11月11日  
令和7年7月11日 福岡地方裁判所八女支部  
(別紙) 物件目録  
所在 八女郡広川町大字長延字植松  
地番 1165番3  
地目 原野  
地積 71平方メートル  
丸山 傳市持分 2分の1  
所有者不明土地管理命令に関する異議の催告  
次の申立人から別紙物件目録表示の土地について所有者不明土地管理命令の申立てがあったので、上記の土地の所有者又は共有者は、上記の管理命令をすることについて異議があるときは、届出期間満了日までに当裁判所に異議の届出をしてください。届出がないときは、上記の管理命令がされることになります。

令和6年(チ)第3027号  
東京都世田谷区南烏山1丁目14番28号  
申立人 菅田 裕子  
住所・居所 不明  
(不動産登記記録上の住所) 世田谷区上北沢5丁目1239番地  
所有者 野島録太郎  
届出期間満了日 令和7年9月11日  
令和7年7月11日 東京地方裁判所  
(別紙) 物件目録  
1 所在 世田谷区上北沢5丁目  
地番 1238番7  
地目 雜種地  
地積 67平方メートル  
2 所在 世田谷区上北沢5丁目  
地番 1239番1  
地目 墓地  
地積 44平方メートル  
令和7年(チ)第4号  
京都府宮津市字日置3560番地の58  
申立人 株式会社沢田電気  
住所・居所 不明  
(不動産登記記録上の住所) 京都府与謝郡宮津町字馬場先2631番地  
所有者 阿辻ハナ子  
届出期間満了日 令和7年9月5日  
令和7年7月10日 京都地方裁判所宮津支部  
(別紙) 物件目録  
所在 宮津市字柳縄手  
地番 323番6  
地目 宅地  
地積 155.37平方メートル  
所在 宮津市字柳縄手  
地番 323番2  
地目 宅地  
地積 148.76平方メートル  
令和7年(チ)第19号  
神戸市中央区加納町6丁目5番1号  
申立人 神戸市建築住宅局長 根岸 芳之  
住所・居所 不明  
(亡岡野慶介の最後の住所) 神戸市須磨区多井畑字清水23番地の1  
所有者 亡岡野慶介相続財産  
届出期間満了日 令和7年9月9日  
令和7年7月9日 神戸地方裁判所

(別紙) 物件目録  
1 所在 神戸市須磨区多井畑字清水  
地番 11番9  
地目 田  
地積 170平方メートル  
2 所在 神戸市須磨区多井畑字清水  
地番 11番1  
地目 田  
地積 167平方メートル  
3 所在 神戸市須磨区多井畑字清水  
地番 11番3  
地目 田  
地積 14平方メートル  
4 所在 神戸市須磨区多井畑字清水  
地番 11番4  
地目 田  
地積 15平方メートル  
令和7年(チ)第3号  
大阪市中央区平野町2丁目5番8号  
申立人 繁和産業株式会社  
住所・居所 不明  
(不動産登記記録上の住所) 大阪市南区大和町17番地  
所有者 亡南石早太こと南石達源こと 和田達源相続財産  
届出期間満了日 令和7年9月12日  
令和7年7月10日 神戸地方裁判所尼崎支部  
(別紙) 物件目録  
所在 西宮市苦楽園四番町  
地番 29番  
地目 山林  
地積 69平方メートル  
令和7年(チ)第1号  
広島市西区南観音町1番5-402号  
申立人 森井 茂満  
住所・居所 不明  
(不動産登記記録上の住所) 芦品郡駅家町万能倉431番地  
所有者 笠原 住芳  
届出期間満了日 令和7年9月10日  
令和7年7月10日 広島地方裁判所福山支部  
(別紙) 物件目録  
1 所在 福山市駅家町大字万能倉  
地番 218番2  
地目 田  
地積 55平方メートル

令和7年7月24日 木曜日

<b>合併公告</b>	
左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。	
(甲) 金融商品取引法による有価証券報告書提出	
(乙) <a href="https://www.suzumo.co.jp/ir/">https://www.suzumo.co.jp/ir/</a>	
令和七年七月二十四日 東京都中野区中野四丁目一〇番一号中野七番地	
(甲) 鈴茂器工株式会社 代表取締役 谷口 啓	
(乙) 株式会社日本システムプロジェクト 代表取締役 中村 健司	
<b>合併公告</b>	
左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。	
(甲) 金融商品取引法による有価証券報告書提出	
(乙) <a href="https://www.kmkmkm-123.jp/111x5ew/index.html">https://www.kmkmkm-123.jp/111x5ew/index.html</a>	
令和七年七月二十四日 横浜市中区桜木町一丁目一番地	
(甲) 富士ソフト株式会社 代表取締役 室岡 光浩	
(乙) F M T 合同会社 代表社員 F C M T 一般社団法人 職務執行者 平松 直樹	
<b>合併公告</b>	
左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。	
(甲) ハイブリッドインベストメント合 同会社 代表社員 佐藤 政洋	
(乙) エステートアルケミスト合同会社 代表社員 佐藤 政洋	
<b>合併公告</b>	
左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。	
(甲) 大陽日酸ガス＆ウェルディング株 式会社 代表取締役 東 剛	
(乙) ヨシダ産業株式会社 代表取締役 河崎 敏也	
<b>吸收分割公告</b>	
左記会社は吸收分割して甲は乙の遊技場六店舗の経営事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継することにいたしましたので公告します。	
この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。	
(甲) 確定した最終事業年度はありません。	
(乙) <a href="https://www.kmkmkm-123.jp/045n9op/index.html">https://www.kmkmkm-123.jp/045n9op/index.html</a>	
令和七年七月二十四日 愛媛県松山市須賀町一番八号	
(甲) 株式会社大盛 代表取締役 松本 茂生	
(乙) 株式会社大盛産業 代表取締役 松本 茂生	
<b>組織変更公告</b>	
当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。	
効力発生日は令和七年九月一日であり、組織変更後の商号は株式会社A C eとします。	
この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。	
(甲) <a href="https://www.kmkmkm-123.jp/067b8f3/index.html">https://www.kmkmkm-123.jp/067b8f3/index.html</a>	
令和七年七月二十四日 大阪市西区新町一丁目一六番一号	
(甲) 大陽日酸ガス＆ウェルディング株 式会社 代表取締役 東 剛	
(乙) ガスウェル販売株式会社 代表取締役 河崎 敏也	

<b>合併公告</b>	
左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。	
(甲) 金融商品取引法による有価証券報告書提出	
(乙) <a href="https://www.suzumo.co.jp/ir/">https://www.suzumo.co.jp/ir/</a>	
令和七年七月二十四日 東京都中野区中野四丁目一〇番一号中野七番地	
(甲) 鈴茂器工株式会社 代表取締役 谷口 啓	
(乙) 株式会社日本システムプロジェクト 代表取締役 中村 健司	
<b>合併公告</b>	
左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。	
(甲) 金融商品取引法による有価証券報告書提出	
(乙) <a href="https://www.kmkmkm-123.jp/111x5ew/index.html">https://www.kmkmkm-123.jp/111x5ew/index.html</a>	
令和七年七月二十四日 横浜市中区桜木町一丁目一番地	
(甲) 富士ソフト株式会社 代表取締役 室岡 光浩	
(乙) F M T 合同会社 代表社員 F C M T 一般社団法人 職務執行者 平松 直樹	
<b>合併公告</b>	
左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。	
(甲) 大陽日酸ガス＆ウェルディング株 式会社 代表取締役 東 剛	
(乙) ヨシダ産業株式会社 代表取締役 河崎 敏也	
<b>吸收分割公告</b>	
左記会社は吸收分割して甲は乙の遊技場六店舗の経営事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継することにいたしましたので公告します。	
この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。	
(甲) 確定した最終事業年度はありません。	
(乙) <a href="https://www.kmkmkm-123.jp/045n9op/index.html">https://www.kmkmkm-123.jp/045n9op/index.html</a>	
令和七年七月二十四日 愛媛県松山市須賀町一番八号	
(甲) 株式会社大盛 代表取締役 松本 茂生	
(乙) 株式会社大盛産業 代表取締役 松本 茂生	
<b>組織変更公告</b>	
当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。	
効力発生日は令和七年九月一日であり、組織変更後の商号は株式会社A C eとします。	
この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。	
(甲) <a href="https://www.kmkmkm-123.jp/067b8f3/index.html">https://www.kmkmkm-123.jp/067b8f3/index.html</a>	
令和七年七月二十四日 大阪市西区新町一丁目一六番一号	
(甲) 大陽日酸ガス＆ウェルディング株 式会社 代表取締役 東 剛	
(乙) ガスウェル販売株式会社 代表取締役 河崎 敏也	

<b>組織変更公告</b>	
左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。	
(甲) 金融商品取引法による有価証券報告書提出	
(乙) <a href="https://www.suzumo.co.jp/ir/">https://www.suzumo.co.jp/ir/</a>	
令和七年七月二十四日 東京都中野区中野四丁目一〇番一号中野七番地	
(甲) 鈴茂器工株式会社 代表取締役 谷口 啓	
(乙) 株式会社日本システムプロジェクト 代表取締役 中村 健司	
<b>組織変更公告</b>	
左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。	
(甲) 金融商品取引法による有価証券報告書提出	
(乙) <a href="https://www.kmkmkm-123.jp/111x5ew/index.html">https://www.kmkmkm-123.jp/111x5ew/index.html</a>	
令和七年七月二十四日 横浜市中区桜木町一丁目一番地	
(甲) 富士ソフト株式会社 代表取締役 室岡 光浩	
(乙) F M T 合同会社 代表社員 F C M T 一般社団法人 職務執行者 平松 直樹	
<b>組織変更公告</b>	
左記会社は吸收分割して甲は乙の遊技場六店舗の経営事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継することにいたしましたので公告します。	
この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。	
(甲) 確定した最終事業年度はありません。	
(乙) <a href="https://www.kmkmkm-123.jp/045n9op/index.html">https://www.kmkmkm-123.jp/045n9op/index.html</a>	
令和七年七月二十四日 愛媛県松山市須賀町一番八号	
(甲) 株式会社大盛 代表取締役 松本 茂生	
(乙) 株式会社大盛産業 代表取締役 松本 茂生	
<b>組織変更公告</b>	
当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。	
効力発生日は令和七年九月一日であり、組織変更後の商号は株式会社A C eとします。	
この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。	
(甲) <a href="https://www.kmkmkm-123.jp/067b8f3/index.html">https://www.kmkmkm-123.jp/067b8f3/index.html</a>	
令和七年七月二十四日 東京都杉並区阿佐谷南三丁目三番一三号	
(甲) 株式会社FACE OFF 代表社員 上野山博巳	
<b>組織変更公告</b>	
当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。	
この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。	
(甲) <a href="https://www.kmkmkm-123.jp/067b8f3/index.html">https://www.kmkmkm-123.jp/067b8f3/index.html</a>	
令和七年七月二十四日 東京都千代田区外神田二丁目九番六号泉ビル四階	
(甲) 孫アセットマネージメント合同会社 代表社員 小形 文徳	

